

A large, light gray graphic of steam rising from a hot spring, consisting of three vertical wavy lines and a wide, shallow oval base. The text is overlaid on this graphic.

温泉の手引き

令和8年3月26日現在

山梨県

大気水質保全課

目次そのⅠ（ページ順）

I	申請等の主な流れ（掘削から温泉の利用開始）	
	申請等の主な流れ（掘削から温泉の利用開始）	1
II	源泉（掘削、増掘、動力の装置、可燃性天然ガス、その他）	
	1 温泉の掘削等の許可制	2
	2 温泉源保護の措置	2
	3 温泉掘削許可申請	2
	4 増掘許可申請	10
	5 動力の装置許可申請	18
	6 掘削、増掘、動力の装置許可を受けた者を承継する場合の手続き	26
	7 源泉、動力の修繕に係る手続き	30
	8 その他許可等を受けた後に変更等があった場合の手続き	33
	9 可燃性天然ガスに係る手続き（温泉を採取する場合）	34
	10 可燃性天然ガスに係る手続き（許可・確認を受けた者を変更する場合）	46
	11 温泉採取事業・源泉を廃止する場合の手続き	51
III	温泉利用許可（温泉の浴用、飲用関連手続き）	
	1 温泉利用許可申請（温泉の浴用、飲用関連手続き）	53
	2 温泉の成分等の掲示届	58
	3 温泉利用許可を受けた者を変更する手続き	62
	4 その他の手続き	66
IV	その他（連絡・相談先、標準処理期間、参考資料）	
	その他（連絡・相談先、標準処理期間、参考資料）	69

目次その2（手続き別）

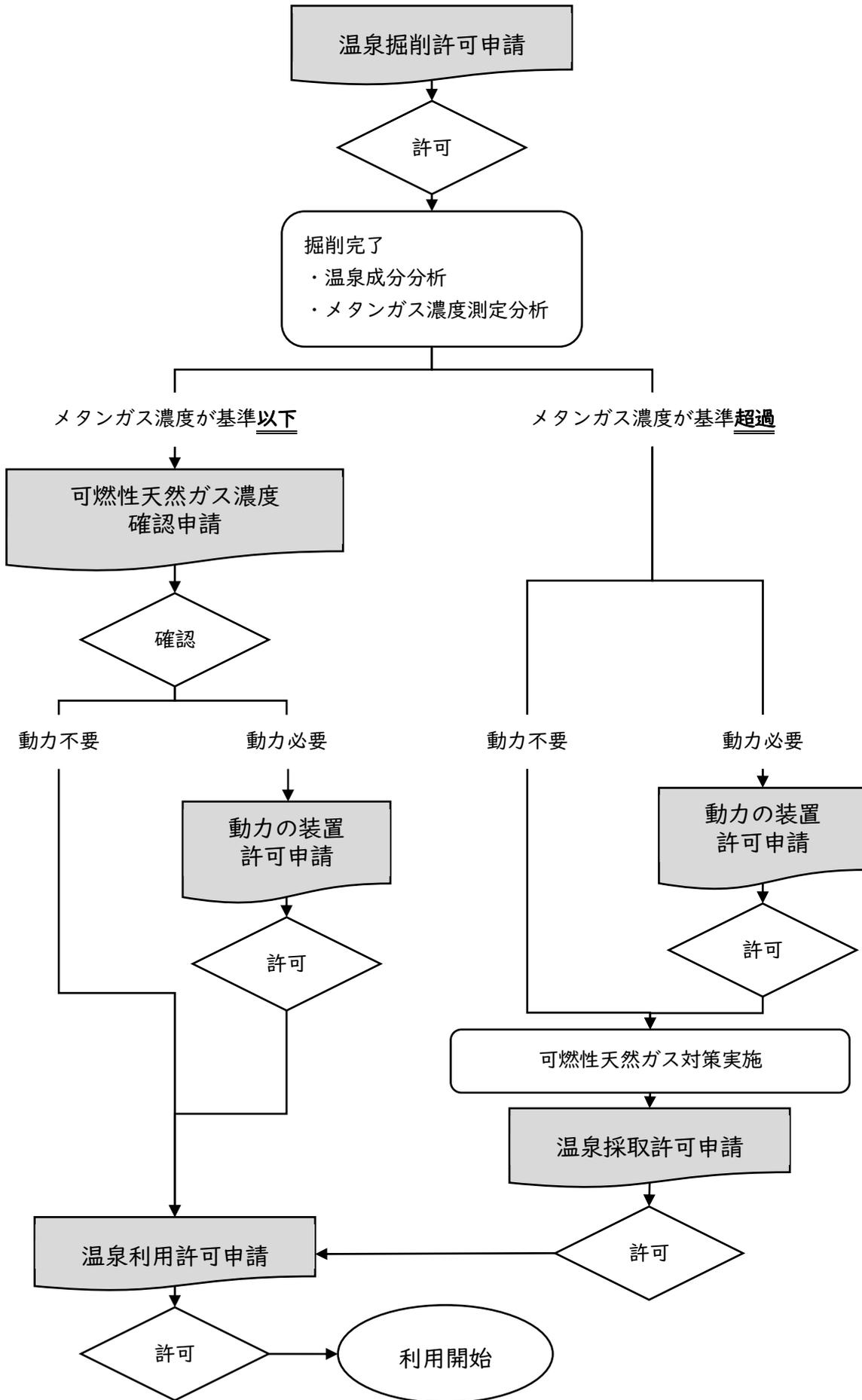
名称	手続きが必要なとき	提出時期	ページ
温泉掘削許可申請書	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削するとき	※あらかじめ (提出時期注意)	2
温泉掘削のための施設等変更許可申請書	掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするとき	※あらかじめ	2
温泉掘削許可合併（分割）承認申請書	掘削許可について、法人の合併・分割が生じるとき	法人の合併・分割前	26
温泉掘削許可相続承認申請書	掘削許可について、個人の死亡による相続が生じたとき	被相続人の死亡後 60日以内	26
温泉掘削許可更新申請書	掘削が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるとき	※あらかじめ	-
増掘許可申請書	温泉のゆう出路を増掘しようとするとき	※あらかじめ (提出時期注意)	10
増掘のための施設等変更許可申請書	増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするとき	※あらかじめ	10
増掘許可合併（分割）承認申請書	増掘許可について、法人の合併・分割が生じるとき	法人の合併・分割前	26
増掘許可相続承認申請書	増掘許可について、個人の死亡による相続が生じたとき	被相続人の死亡後 60日以内	26
増掘許可更新申請書	増掘が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるとき	※あらかじめ	-
動力の装置許可申請書	温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとするとき	※あらかじめ (提出時期注意)	18
動力の装置許可合併（分割）承認申請書	動力の装置許可について、法人の合併・分割が生じるとき	法人の合併・分割前	26
動力の装置許可相続承認申請書	動力の装置許可について、個人の死亡による相続が生じたとき	被相続人の死亡後 60日以内	26
動力の装置許可更新申請書	動力の装置が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるとき	※あらかじめ	-
工事着手届	許可を受けて行う掘削（増掘、動力の装置）を行うとき	工事着手 10日前まで	4, 12, 20
工事廃止届	掘削（増掘、動力の装置）工事を中止、廃止したとき	工事廃止後 10日以内	33
工事完了届	掘削（増掘、動力の装置）工事を完了したとき	工事完了後 10日以内	4, 12, 20
温泉修繕工事等届	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉のゆう出路の変更を伴わない、源泉内の清掃又は同一保護管への交換 ・許可を受けた動力装置の修繕 ・ゆう出量が増大しない別の動力装置への交換 ※異なる型式の動力を装置するときは、原則として動力装置許可申請が必要です。新たな動力の購入前に許可の要否について大気水質保全課に相談してください。 ・その他上述の修繕に準ずる工事（検層や孔内カメラ観察による孔内診断含む）	要相談	30
温泉修繕工事等完了届	温泉修繕工事が完了したとき	工事完了後 10日以内	30

※ あらかじめ（事前に）手続きが必要なものは、申請から許可までの日数を p 69 の標準処理期間から確認し、計画に支障が生じないよう余裕をもった相談、手続きをお願いします。

名称	手続きが必要なとき	提出時期	ページ
温泉採取許可申請書	【メタンガス濃度が基準値超】温泉源（源泉）から温泉水を採取しようとするとき	※あらかじめ	34
温泉採取のための施設等変更許可申請書	温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は方法について災害の防止上重要な変更をしようとするとき	※あらかじめ	41
温泉採取のための施設等軽微変更届	温泉採取許可を受けた施設等に次の変更があったとき（温泉採取のための施設等の変更許可申請を必要とするものを除く） ・可燃性天然ガス発生設備又はそれらの間の配管の位置又は構造の変更 ・可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋への電気設備の新設（換気設備又は警報設備の増設を含む） ・採取時災害防止規程の変更（安全管理者、担当者等の選任に関する変更は除く）	遅滞なく	41
温泉採取のための施設等変更完了届	温泉採取許可を受けた施設等の変更が完了したとき	工事完了後速やかに	41
温泉採取許可合併（分割）承認申請書	温泉の採取の許可について、法人の合併・分割が生じる時	法人の合併・分割前	46
温泉採取許可相続承認申請書	温泉の採取の許可について、個人の死亡による相続が生じたとき	被相続人の死亡後 60日以内	46
可燃性天然ガス濃度確認申請書	【メタンガス濃度が基準値以内】温泉源（源泉）から温泉水を採取しようとするとき	※あらかじめ	34
可燃性天然ガス濃度確認承継届	可燃性天然ガス濃度確認を受けた者について、事業の譲渡、法人の合併・分割、個人の死亡による相続が生じたとき	遅滞なく	46
温泉採取事業休止届	（温泉が物理的にゆう出しない、温泉を揚湯できないときに限る）採取を休止するとき	要相談	68
源泉管理者届	温泉が自然ゆう出をしているとき	遅滞なく	66
源泉管理者変更届	相続及び売買等により源泉を管理する者に変更があったとき	遅滞なく	33
住所等変更届	許可の申請者又は源泉を管理する者に住所の変更又は法人の名称の変更があったとき	遅滞なく	33, 66
温泉採取事業廃止届	温泉の採取の事業を廃止（する）したとき	要相談	51
源泉管理廃止届	源泉を埋め戻し（する）したとき	要相談	51
温泉非該当届	源泉の温度の低下等により、温泉非該当となったとき	要相談	68
温泉状況届	温泉分析の結果温泉非該当となった場合で、当該分析結果が一時的又は季節的な変動である可能性があるとき	要相談	68
温泉利用許可申請書	温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするとき	※あらかじめ	53
温泉の成分等の揭示届	温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするとき	※あらかじめ	58
移動式浴槽の利用計画書	温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするときでかつ、足湯または手湯を目的とした移動式の浴槽及び付帯施設（ポイラー等）で、短期間のイベント等で利用しようとするとき	※あらかじめ	66
温泉利用許可合併（分割）承認申請書	温泉利用許可について、法人の合併・分割が生じる時	法人の合併・分割前	62
温泉利用許可相続承認申請書	温泉利用許可について、個人の死亡による相続が生じたとき	被相続人の死亡後 60日以内	62
温泉利用廃止届	公共の浴用又は飲用に供する目的での温泉利用を廃止したとき	遅滞なく	66
証明願	温泉利用許可の指令書（許可書）を紛失したとき	-	67
温泉成分分析施設登録申請書	温泉成分分析の業務を行おうとするとき	※あらかじめ	-
登録分析機関の変更届	登録分析機関の申請内容に変更があったとき	遅滞なく	-
登録分析機関の廃止届	登録分析機関が温泉成分分析の業務を廃止したとき	遅滞なく	-

※ あらかじめ（事前に）手続きが必要なものは、申請から許可までの日数を p 6 9 の標準処理期間から確認し、計画に支障が生じないよう余裕をもった相談、手続きをお願いします。

I 申請等の主な流れ（掘削から温泉の利用開始）



II 源泉(掘削、増掘、動力の装置、可燃性天然ガス、その他)

1 温泉の掘削等の許可制

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要です(温泉のゆう出量・温度・成分に影響を及ぼすと認める場合、掘削等の方法が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合しない場合等は、不許可となります)。

2 温泉源保護の措置

知事は、必要があるときは温泉採取制限命令、他目的掘削の影響防止措置命令を行うことがあります。

3 温泉掘削許可申請

(1) 温泉掘削許可(申請)の概要(温泉法第3条第1項)

ア 申請が必要な場合

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合

イ 環境保全審議会(温泉部会)への諮問と提出期限

- ・ 温泉法第32条の規定により、上記審議会の意見を聴きます。
- ・ 環境保全審議会温泉部会は通常、年2回開催されるため、これに合わせた申請の提出期限を設けています。
- ・ 提出期限は、6月上旬頃と12月上旬頃の年2回です(具体的な提出期限は、山梨県ホームページ参照)(毎年度初めに更新)。

ウ 標準処理期間

「その他(連絡、相談先、標準処理期間、参考資料)」(p69)のとおり。

エ 許可の判断項目等

(ア) 法第4条第1項(次に該当しないこと)

- ・ 温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき
- ・ 掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの
- ・ 公益を害するおそれがあると認められるとき
- ・ 欠格要件

(イ) 温泉保護対策に関する審議方針

- ・ 地域別に既存源泉及び特別保護地域境界との距離制限があります。
⇒特別保護地域：原則禁止
⇒普通保護地域：1,000m以上
⇒一般地域：(既存源泉) 600m以上
(特別保護地域境界) 1,000m以上

(ウ) 指導基準

- ・ ゆう出路の深さ 1,500m以内

オ 許可の有効期間

- ・許可の日から起算して2年以内に工事を完了させる必要があります。
 - ・工事が完了しないまま2年を越えた場合は、許可が失効します。
- ※災害その他やむを得ない場合に限り、1回だけ許可の更新を受けることができます（地震・台風・豪雪等の自然災害や各種行政計画による工事による遅延その他本人の責に帰することのできない事由に限定されます）（資金難による工事の未着手又は中止のごとく、本人の責に帰すべきものは、当該事由には該当しません）。

(2) 手続きの概要・フロー

ア 事前相談その1（掘削予定地点と既存源泉の位置関係照会）

- ・「温泉保護対策に関する審議方針」に基づき、地域別に既存源泉等との距離制限を設けています。
- ・掘削予定地が距離制限内にないか、掘削場所の地図、地番等が記載された資料をメール・FAX等により大気水質保全課まで送付し、お問い合わせください（回答まで約1週間程度要します）。

イ 事前相談その2（許可申請書下書きの提出）

- ・許可申請書下書き(1部)を大気水質保全課に持参、提出し、計画内容を説明してください。
- ・申請者本人が必ず出席してください（施工業者同席可）。
- ・申請提出期限の1ヶ月前までに済ませてください。

ウ 市町村への相談、計画説明

- ・掘削地点の市町村に計画内容を説明してください。
 - ・温泉法以外の手続き等を確認し、市町村の指導に従ってください。
- ※申請書提出後、県から市町村へ「温泉掘削許可申請」に対する意見を照会しますが、あらかじめ実施上の問題等を申請者自身で確認し、その解決を図ってください。

エ 温泉掘削許可申請書（第1号様式）の提出

- ・申請手数料
130,000円
- ・提出先、提出部数
提出先：大気水質保全課
初回提出：正本1部、写し3部
（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）
追加提出：電子データ（提出時期等は追って連絡します）

オ 現地調査

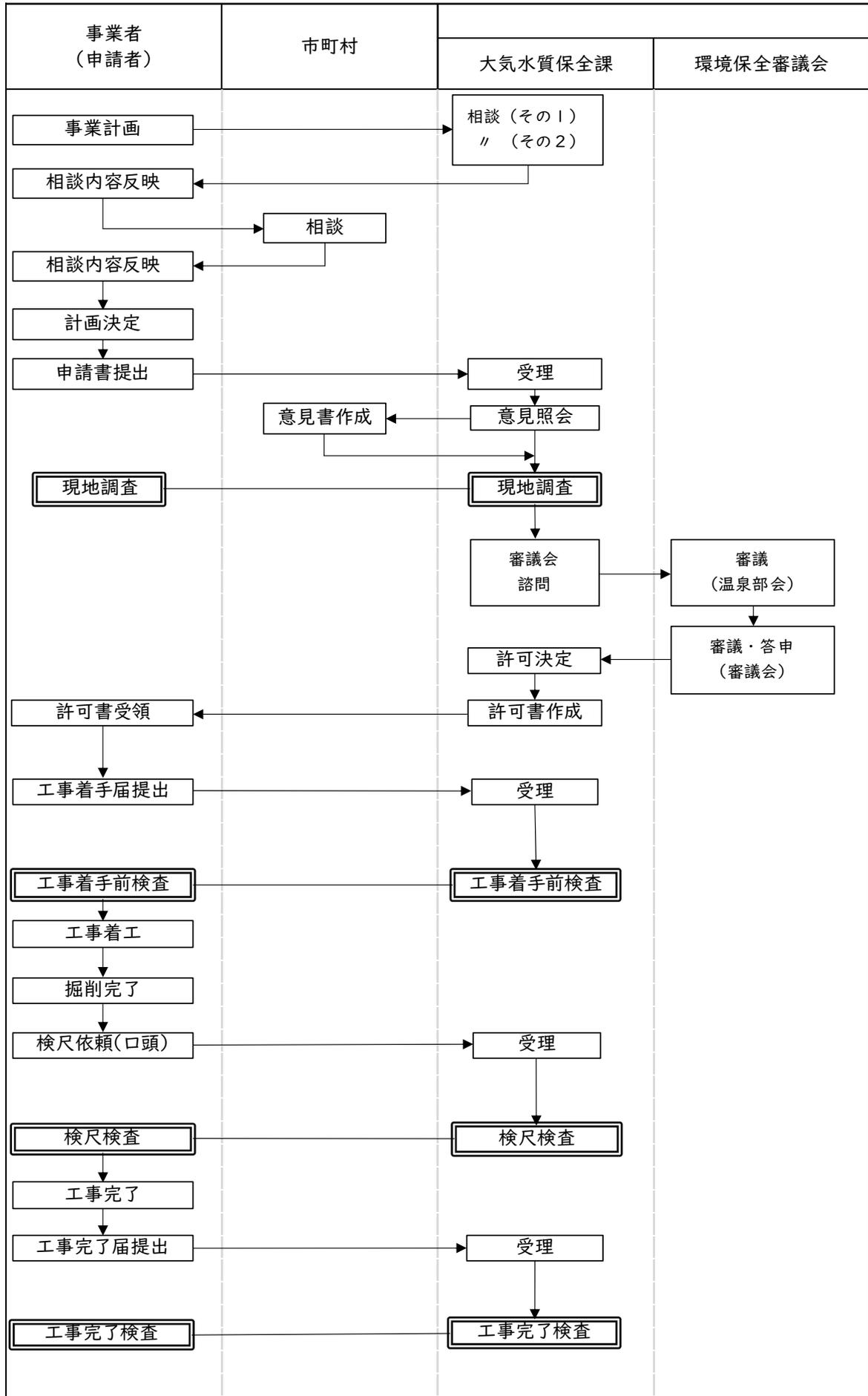
- ・掘削予定地の現地調査を実施します。
- ・杭などにより、掘削位置をあらかじめ明示しておいてください。
- ・申請者は必ず立会をお願いします。

カ 許可申請の審査及び許可（不許可）処分

- ・現地調査後、温泉部会で専門的な審議が行われます。
- ・温泉部会の審議結果は環境保全審議会に報告され、審議会でも審議がされます。
- ・審議結果を受けて「許可」又は「不許可」が決定されます。

- キ 工事着手届の提出及び工事着手前検査
- ・ 工事に着手する10日前までに、「工事着手届（別紙様式1）」を大気水質保全課に提出してください（2部：正本1部、写し1部）（写しは控えとして受領印を押印後返却）。
 - ・ 日程調整後、工事着手前検査を行います。掘削地点を確認するため、やぐら等の掘削機材を設置する前に行います。
 - ・ 検査には、必ず申請者の立会をお願いします。
- ク 工事着手後の留意点、手続き
- ・ 可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合（可燃性天然ガスの噴出のおそれがないとして掘削の許可を受けている場合）直ちに作業を中止し、大気水質保全課に報告してください。
 - ・ 掘削の方式を変更しなければならなくなった場合
 - ロータリー方式を衝撃式、高圧噴流式、超音波式等に変更するものなどの掘削の方式（原理）を変更する場合はこれに該当します。
 - 変更前に「温泉掘削のための施設等変更許可」（温泉法第7条の2第1項）が必要です。工事を中止し、大気水質保全課に連絡してください（変更内容の聴取、現地調査、許可申請の説明を行います）。
- ケ 検尺検査
- ・ 掘削終了後、検尺検査を行います。
 - ・ 大気水質保全課に検尺検査を依頼してください。
 - ・ 申請者は必ず立会をお願いします。
- コ 工事完了届の提出及び工事完了検査
- ・ 全ての工事完了後、10日以内に「工事完了届（第6号様式）」を大気水質保全課に提出してください（2部：正本1部、写し1部）（写しは控えとして受領印を押印後返却）。
 - ・ 日程調整後、工事完了検査を行います。
 - ・ 検査には、必ず申請者の立会をお願いします。

(3) フロー図



◆記入例◆

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① { 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉掘削許可申請書

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、申請します。

温泉の利用の目的	②日帰り温泉施設の浴用			
土地の所在	③〇〇市〇〇町字〇〇〇			
地番及び地目	地番	④3567番	地目	⑤山林
付近の状況	⑥申請地は、県道〇〇線××交差点から北西へ約500mの山林内に位置し、周囲は雑木林である。 周辺源泉は東南約1.6m、北約2.3mの2ヶ所にある。			
ゆう出路の深さ	⑦800m			
ゆう出路の口径	⑧25cm (0~400m)、12cm (400m~800m) ※ () 内は深度を示す。			
工事の施行方法	⑨ロータリー工法 垂直掘削 ノンコアボーリング			
主要な設備の構造及び能力	⑩やぐら (4本脚カンチレバーマスト式 高さ40m : 2,000m級) ドローワークス (〇〇社製 〇〇型 内圧防爆型 : 〇〇〇kW) 主要泥水ポンプ (〇〇社製 〇〇型 内圧防爆型 : 〇〇kW) 噴出防止装置 (ラム型/アニューラー型 〇〇社製 〇〇型 : 最高使用圧力〇MPa)			
工事着手予定年月日	⑪令和〇〇年〇〇月〇〇日			
工事完了予定年月日	⑫令和〇〇年〇〇月〇〇日			

⑬添付書類

- 掘削地付近の見取図
- 掘削しようとする地点を明示した図面 (緯度・経度も記載すること)
- 土地使用の権利を有することを証する書類
- 誓約書 (法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約)
- 温泉利用の計画概要
- 掘削工事の施工図面
- 掘削場所の選定理由書
- 掘削のための設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 温泉排水処理計画及び温泉排水経路
- 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
- 掘削時災害防止規程
- その他知事が必要と認める書類

◆申請書記入上の留意事項◆

① 住所氏名等

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
- ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。

② 温泉の利用の目的

- ・ 次の選択肢から、該当する利用目的を全て記載してください。
浴用 飲用 その他

・ 記載例

日帰り入浴施設の浴用
ミネラルウォーター製造の飲用原料
養魚場の養魚用の温水

③ 土地の所在、④地番、⑤地目

- ・ 土地の登記事項証明書の記載を転記してください。
- ・ 地目の例：宅地、畑、田、山林、原野、雑種地

⑥ 付近の状況

周囲の土地利用の状況、周辺源泉の状況、都市計画法の指定、農業振興地域の指定、自然公園法の指定、その他許可に関連する事項についてそれぞれ記載してください。

⑦ ゆう出路の深さ

掘削する最大の深さ（m）を記載してください。

⑧ ゆう出路の口径

- ・ 掘削する口径（単位：cm、mm等）を記載してください。
- ・ 深度に応じて口径を変える場合は、深度別の口径をそれぞれ記載してください。
※ なお、工法等によらず、深度は重複しないようにしてください（最終口径を記載）。

⑨ 工事の施工方法

- ・ 掘削の工法、掘削する向き、コア採取の有無がわかるように記載してください。
- ・ 記載例
掘削の工法：パーカッション工法、ロータリー式、エアーハンマー工法 等
掘削する向き：垂直掘削、傾斜掘削 等
コア採取の有無：コアボーリング、ノンコアボーリング 等

⑩ 主要な設備の構造及び能力

- ・ 巻揚機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置等の主要設備の製造者、構造及び能力についてそれぞれ記載してください。
- ・ 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所を掘削する場合、噴出防止装置の設置が義務付けられています。

⑪ 工事着手予定年月日、⑫工事完了予定年月日
見込みを記載してください。

⑬ 申請書に添付する書類の内容

書類	記載内容等
○掘削地付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削地点及び周辺の源泉等の位置 ・縮尺1/10,000程度
○掘削しようとする地点を明示した図面	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削地点、当該地点を特定するための目標物（電柱等の不動物）の位置 ・縮尺1/1,000以上 ・掘削地点の緯度、経度（世界測地系WGS-84） ・掘削地点と目標物までの距離
○土地使用の権利を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・公図には申請地点を赤色で表示 ・抵当権が設定されている場合、債権者の承諾書を追加
(自己所有)	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）※+公図
(他人所有)	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）※+公図+土地使用承諾書
(共有地)	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）※+公図+共有者の承諾書
(官公有地)	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）※+公図+占有許可（写）又はこれに準ずる書類
○誓約書	申請者が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面
○温泉利用の計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用施設の概要、規模 ・温泉の計画利用量
○掘削工事の施工図面	掘削工事の施工断面図（深さ、口径を記載）
○掘削場所等の選定理由書	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削地点や掘削深度を決定した理由 ・選定のために実施した調査の内容（地質調査、電気探査等） ・可燃性天然ガスの発生予測
○掘削のための設備の配置図及び主要な設備の構造図	
配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事現場全体を上部から見た設備（巻揚機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置、工事事務所、倉庫、消火器、ガス検知器）の配置 ・敷地境界と掘削口の位置及び水平距離 ・火気使用制限範囲及び当該範囲と掘削口までの水平距離 ・関係者以外の立ち入り制限範囲と掘削口までの水平距離
構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・巻揚機（ドローワークス） ・泥水ポンプ（マッドポンプ） ・やぐら ・噴出防止装置
○温泉排水処理計画書及び温泉排水経路	
温泉排水処理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉排水処理方法(掘削中) ・ 〃 (掘削後オーバーフロー水、洗い場排水等)

温泉排水経路	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥等処分方法（掘削工事で発生した汚泥等の処分方法） ・温泉排水の放流経路 ・放流先（河川名、下水道等） <p>※土壌汚染防止のため、温泉中に水質汚濁防止法で定める有害物質を含む場合は、温泉を含む排水を地下浸透させないでください。</p>
○温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面	掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が技術基準に適合することを記載したもの
○掘削時災害防止規程	温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した、掘削に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
※申請内容に応じて添付するもの	
○農地転用許可の書類（農地）	農地法第4条又は第5条の許可を証する書類等の写し
○自然公園法許可の書類（自然公園内）	特別地域に係る許可の書類の写し、普通地域に係る届出の完了の証明書類の写し
○騒音、振動対策（指定区域内）	騒音及び振動対策を記載した資料（掘削工事現場が、騒音規制法・振動規制法の指定地域内に位置する場合）
○市町村の地下水条例に係る許可の書類等	掘削地点の市町村において、地下水採取等に係る条例等が制定されている場合、当該条例の手續状況や許可の見込み等が確認出来る書類の写し

※ 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）は添付省略が可能です。

4 増掘許可申請

(1) 増掘許可(申請)の概要(温泉法第11条第1項)

ア 申請が必要な場合

- ・ 既存源泉のゆう出路の口径の拡張
- ・ // 深度の増加
- ・ // その他ゆう出路に変更を加え、ゆう出量を増加させる行為
- ・ // ゆう出口を切り下げる行為
- ・ 自然ゆう出の温泉のゆう出路を掘削する行為
- ・ 掘削の許可を受けた口径又は深度をより小さい口径又は浅い深度のパイプにより一旦工事を完了し、その後必要に応じ口径又は深度を大きくする行為

※温泉修繕工事等届が必要な行為

上記に該当しない、管理行為と判断されるものについても事前の届出(p30)が必要です。

(管理行為の例)

- ゆう出路に附着している沈殿物(スケール等含む)を除去する行為
- 挿入鉄管の定期的な交換等

イ 環境保全審議会(温泉部会)への諮問と提出期限

- ・ 温泉法第32条の規定により、上記審議会の意見を聴きます。
- ・ 環境保全審議会温泉部会は通常、年2回開催されるため、これに合わせた申請の提出期限を設けています。
- ・ 提出期限は、6月上旬頃と12月上旬頃の年2回です(具体的な提出期限は、山梨県ホームページ参照)(毎年度初めに更新)。

ウ 標準処理期間

「その他(連絡、相談先、標準処理期間、参考資料)」(p69)のとおり。

エ 許可の判断項目等

(ア) 法第11条第2項で準用する第4条第1項(次に該当しないこと)

- ・ 温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき
- ・ 増掘に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの
- ・ 公益を害するおそれがあると認められるとき
- ・ 欠格要件

(イ) 温泉保護対策に関する審議方針

- ・ 地域別の制限があります。
- ⇒特別保護地域：原則禁止
- ⇒普通保護地域：個別審議

(ウ) 指導基準

- ・ ゆう出路の深さ 1, 500m以内

オ 許可の有効期間

- ・ 許可の日から起算して2年以内に工事を完了させる必要があります。
- ・ 工事が完了しないまま2年を越えた場合は、許可が失効します。
※災害その他やむを得ない場合に限り、1回だけ許可の更新を受けることができます（地震・台風・豪雪等の自然災害や各種行政計画による工事による遅延その他本人の責に帰することのできない事由に限定されます）（資金難による工事の未着手又は中止のごとく、本人の責に帰すべきものは、当該事由には該当しません）。

(2) 手続きの概要・フロー

ア 事前相談その1（増掘予定地の地域の照会）

- ・ 「温泉保護対策に関する審議方針」に基づき、地域別に制限を設けています。
- ・ 増掘予定地がどの地域に含まれるか（増掘が可能な地域か）、あらかじめ大気水質保全課までお問い合わせください。

イ 事前相談その2（許可申請書下書きの提出）

- ・ 許可申請書下書き（1部）を大気水質保全課に持参、提出し、計画内容を説明してください。
- ・ 申請者本人が必ず出席してください（施工業者同席可）。
- ・ 申請の提出期限の1ヶ月前までに済ませてください。

ウ 市町村への相談、計画説明

- ・ 増掘地点の市町村に計画内容を説明してください。
- ・ 温泉法以外の手続き等を確認し、市町村の指導に従ってください。
※ 申請書提出後、県から市町村へ「増掘許可申請」に対する意見を照会しますが、あらかじめ実施上の問題等を申請者自身で確認し、その解決を図ってください。

エ 増掘許可申請書（第7号様式）の提出

- ・ 申請手数料
120,000円
- ・ 提出先、提出部数
提出先：大気水質保全課
初回提出：正本1部、写し3部
（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）
追加提出：電子データ（提出時期等は追って連絡します）

オ 現地調査

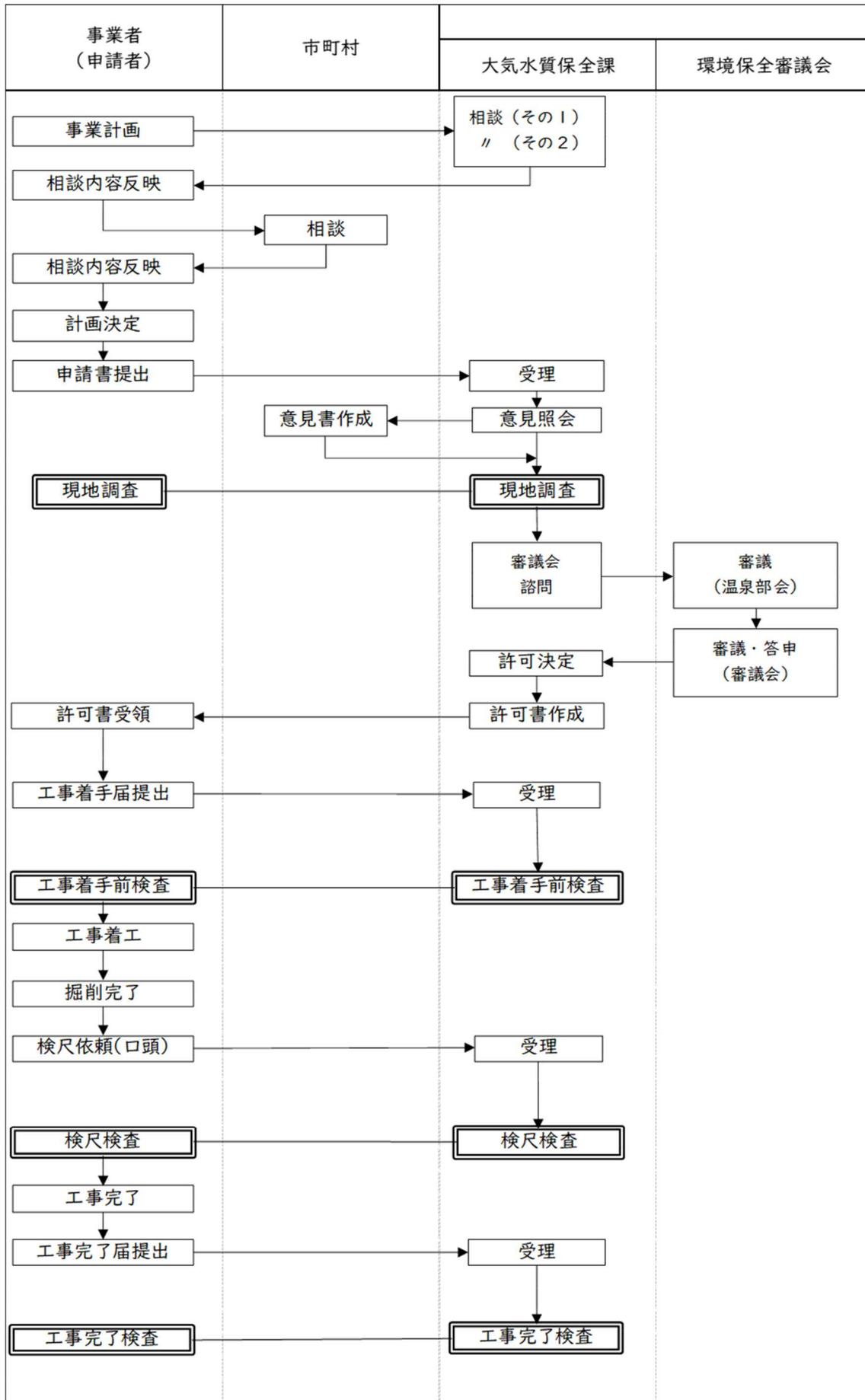
- ・ 増掘予定地の現地調査を実施します。
- ・ 申請者は必ず立会をお願いします。

カ 許可申請の審査及び許可（不許可）処分

- ・ 現地調査後、温泉部会で専門的な審議が行われます。
- ・ 温泉部会の審議結果は環境保全審議会に報告され、審議会でも審議がされます。
- ・ 審議結果を受けて「許可」又は「不許可」が決定されます。

- キ 工事着手届の提出及び工事着手前検査
- ・ 工事に着手する10日前までに、「工事着手届（別紙様式1）」を大気水質保全課に提出してください（2部：正本1部、写し1部）（写しは控えとして受領印を押印後返却）。
 - ・ 日程調整後、工事着手前検査を行います。掘削地点を確認するため、やぐら等の掘削機材を設置する前に行います。
 - ・ 検査には、必ず申請者の立会をお願いします。
- ク 工事着手後の留意点、手続き
- ・ 可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合（可燃性天然ガスの噴出のおそれがないとして掘削の許可を受けている場合）直ちに作業を中止し、大気水質保全課に報告してください。
 - ・ 掘削の方式を変更しなければならなくなった場合
 - ロータリー方式を衝撃式、高圧噴流式、超音波式等に変更するものなどの掘削の方式（原理）を変更する場合はこれに該当します。
 - 変更前に「温泉掘削のための施設等変更許可」（温泉法第7条の2第1項）が必要です。工事を中止し、大気水質保全課に連絡してください（変更内容の聴取、現地調査、許可申請の説明を行います）。
- ケ 検尺検査
- ・ 掘削終了後、検尺検査を行います。
 - ・ 大気水質保全課に検尺検査を依頼してください。
 - ・ 申請者は必ず立会をお願いします。
- コ 工事完了届の提出及び工事完了検査
- ・ 全ての工事完了後、10日以内に「工事完了届（第6号様式）」を大気水質保全課に提出してください（2部：正本1部、写し1部）（写しは控えとして受領印を押印後返却）。
 - ・ 日程調整後、工事完了検査を行います。
 - ・ 検査には、必ず申請者の立会をお願いします。

(3) フロー図



◆記入例◆

第7号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

増掘②(動力の装置)許可申請書

温泉のゆう出路を増掘②(動力装置)したいので、申請します。

増掘又は動力の装置の目的		③温泉のゆう出量や温度の維持を図るため
増掘又は動力の装置をしようとする場所		④〇〇市〇〇町字〇〇123番
増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の状況		⑤申請地は、県道〇〇線××交差点から北西へ約500mの山林内に位置し、周囲は雑木林である。周辺源泉は東南約1.6m、北約2.3mの2ヶ所にある。
源泉の状況	温泉のゆう出量	⑥30リットル/分
	温泉の温度	⑦30.5℃
	温泉の成分	⑧単純泉
	ゆう出路の口径	⑨25cm(0~400m)、12cm(400m~800m)※()内は深度
	ゆう出路の深さ	⑩800m
増掘の場合	増掘後のゆう出路の口径	⑪30cm(0~400m)、15cm(400m~1,000m)※()内は深度
	増掘後のゆう出路の深さ	⑫1,000m
	工事の施行方法	⑬ロータリー方式
	主要な設備の構造及び能力	⑭やぐら(4本脚カンチレバーマスト式 高さ40m:2,000m級) ドローワークス(〇〇社製 〇〇型 内圧防爆型:〇〇kW) 主要泥水ポンプ(〇〇社製 〇〇型 内圧防爆型:〇〇kW) 噴出防止装置(ラム型/アニューラー型 〇〇社製 〇〇型:最高使用圧力〇MPa)
動力の装置の場合	動力の装置の種類	【増掘の場合は記入不要】
	出力	【増掘の場合は記入不要】
	その他装置の詳細	【増掘の場合は記入不要】
工事着手予定年月日		⑮令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完了予定年月日		⑯令和〇〇年〇〇月〇〇日

⑰添付書類

- 増掘(動力設置)地付近の見取図
- 増掘(動力設置)しようとする地点を明示した図面(緯度・経度も記載すること)
- 誓約書(法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約)
- 温泉利用の施設概要(増掘(動力設置)後)
- 増掘(動力設置)工事の施工図面
- 増掘(動力設置)決定理由書
- 増掘のための設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 温泉排水処理計画書及び温泉排水経路
- 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
- 増掘に係る災害防止規程
- その他知事が必要と認める書類

◆申請書記入上の留意事項◆

- ① 住所氏名等
 - ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
 - ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
 - ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。
- ② 申請種類
（動力装置）を2重線で消してください（2カ所）。
- ③ 増掘の目的
目的を端的に記載してください。
例：温泉のゆう出量や温度の維持を図るため
需要量の増大に伴ってゆう出量を増加させるため
自噴力の弱い温泉について必要量を確保するため
- ④ 増掘しようとする場所
土地の登記事項証明書の記載を転記してください。
- ⑤ 増掘しようとする場所の付近の状況
周囲の土地利用の状況、周辺源泉の状況、都市計画法の指定、農業振興地域の指定、自然公園法の指定、その他許可に関連する事項についてそれぞれ記載してください。
- ⑥ 温泉のゆう出量、⑦温度、⑧成分、⑨ゆう出路の口径、⑩ゆう出路の深さ
 - ・ ゆう出量（リットル／分）、温度（℃）、成分、ゆう出路の口径（cm）、深さ（m）をそれぞれ記載してください。
※ゆう出時ではなく、現在のデータを記載してください。
 - ・ 深度によって口径が異なる場合は、深度別の口径をそれぞれ記載してください。
- ⑪ 増掘後のゆう出路の口径
 - ・ 増掘後の口径（cm）を記載してください。
 - ・ 深度に応じて口径を変える場合は、深度別の口径をそれぞれ記載してください。
- ⑫ 増掘後のゆう出路の深さ
増掘後の最大の深さ（m）を記載してください。
- ⑬ 工事の施工方法
 - ・ 記載例
ロータリー式
網掘式
コンビネーション式
コアボーリング
- ⑭ 主要な設備の構造及び能力
 - ・ 巻揚機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置等の主要設備の製造者、構造及び能力についてそれぞれ記載してください。
 - ・ 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所を掘削する場合、噴出防止装置の設置が義務付けられています。

- ⑮ 工事着手予定年月日、⑯工事完了予定年月日
見込みを記載してください。

⑰ 申請書に添付する書類の内容

書類	記載内容等
○増掘地付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・増掘地点及び周辺の源泉等の位置 ・縮尺1/10,000程度
○増掘しようとする地点を明示した図面	<ul style="list-style-type: none"> ・増掘地点、当該地点を特定するための目標物（電柱等の不動物）の位置 ・縮尺1/1,000以上 ・増掘地点の緯度、経度（世界測地系WGS-84） ・増掘地点と目標物までの距離
○誓約書	申請者が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面
○温泉利用の計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用施設の概要、規模 ・温泉の計画利用量
○増掘工事の施工図面	増掘工事の施工断面図（深さ、口径を記載）
○増掘決定理由書	増掘の深度等を決定した理由を記載したもの
○増掘のための設備の配置図及び主要な設備の構造図	
配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・増掘工事現場全体を上部から見た設備（巻揚機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置、工事事務所、倉庫、消火器、ガス検知器）の配置 ・敷地境界と増掘口の位置及び水平距離 ・火気使用制限範囲及び当該範囲と増掘口までの水平距離 ・関係者以外の立ち入り制限範囲と増掘口までの水平距離
構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・巻揚機（ドローワークス） ・泥水ポンプ（マッドポンプ） ・やぐら ・噴出防止装置
○温泉排水処理計画書及び温泉排水経路	
温泉排水処理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉排水処理方法(増掘中) ・ // (増掘後オーバーフロー水、洗い場排水等) ・汚泥等処分方法（増掘工事で発生した汚泥等の処分方法）
温泉排水経路	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉排水の放流経路 ・放流先（河川名、下水道等） <p>※土壌汚染防止のため、温泉中に水質汚濁防止法で定める有害物質を含む場合は、温泉を含む排水を地下浸透させないでください。</p>
○温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面	増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が技術基準に適合することを記載したもの

○増掘時災害防止規程	温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した、増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
※申請内容に応じて添付するもの	
○自然公園法許可の書類（自然公園内）	特別地域に係る許可の書類の写し、普通地域に係る届出の完了の証明書類の写し
○騒音、振動対策（指定区域内）	騒音及び振動対策を記載した資料（増掘工事現場が、騒音規制法・振動規制法の指定地域内に位置する場合）
○市町村の地下水条例に係る許可の書類等	増掘地点の市町村において、地下水採取等に係る条例等が制定されている場合、当該条例の手續状況や許可の見込み等が確認出来る書類の写し

5 動力の装置許可申請

(1) 動力の装置許可(申請)の概要(温泉法第11条第1項)

ア 申請が必要な場合

- ・ 温泉のゆう出量を増加させる目的での動力の装置
- ・ 現状より温泉のゆう出量が増加する動力への入れ替え
- ・ ゆう出量を調節するバルブを開放し、ゆう出量を増大させる行為

※温泉修繕工事等届が必要な行為

上記に該当しない、管理行為と判断されるものについても、事前の届出(p30)が必要です。

(管理行為の例)

→現状より温泉のゆう出量が増加しない動力への入れ替え

→揚湯管の定期的な交換等

→動力等修理、源泉内部検査等に伴う動力の引き抜き及び再装置

イ 環境保全審議会(温泉部会)への諮問と提出期限

- ・ 温泉法第32条の規定により、上記審議会の意見を聴きます。
- ・ 環境保全審議会温泉部会は通常、年2回開催されるため、これに合わせた申請の提出期限を設けています。
- ・ 提出期限は、6月上旬頃と12月上旬頃の年2回です(具体的な提出期限は、山梨県ホームページ参照)(毎年度初めに更新)。

ウ 標準処理期間

「その他(連絡、相談先、標準処理期間、参考資料)」(p69)のとおり。

エ 許可の判断項目等

(ア) 法第11条第3項で準用する第4条第1項(次に該当しないこと)

- ・ 温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき
- ・ 公益を害するおそれがあると認められるとき
- ・ 欠格要件

(イ) 温泉保護対策に関する審議方針

- ・ 地域別に制限があります。
- ⇒特別保護地域：原則禁止
- ⇒普通保護地域：個別審議

(ウ) 指導基準

- ・ 揚湯量の上限 毎分200リットル以内
- ・ 揚湯管の口径 6.5cm以内

オ 許可の有効期間

- ・ 許可の日から起算して2年以内に工事を完了させる必要があります。
- ・ 工事が完了しないまま2年を越えた場合は、許可が失効します。
※災害その他やむを得ない場合に限り、1回だけ許可の更新を受けることができます（地震・台風・豪雪等の自然災害や各種行政計画による工事による遅延その他本人の責に帰することのできない事由に限定されます）（資金難による工事の未着手又は中止のごとく、本人の責に帰すべきものは、当該事由には該当しません）。

(2) 手続きの概要・フロー

ア 事前相談（許可申請書下書きの提出）

- ・ 許可申請書下書き(1部)を大気水質保全課に持参、提出し、計画を説明してください。
- ・ 利用量に対して、過剰な揚湯能力を有する動力は認められません。計画利用量を十分に精査し、過不足のない動力を選定してください（過剰な能力を有すると判断される場合、動力の再選定を指導します）（許可される揚湯量は計画利用量とし、最大でも毎分200リットル以内です）。
- ・ 申請者本人が必ず出席してください（施工業者同席可）。
- ・ 申請の提出期限の1ヶ月前までに済ませてください。

イ 市町村への相談、計画説明

- ・ 動力の装置地点の市町村に計画内容を説明してください。
- ・ 温泉法以外の手続き等を確認し、市町村の指導に従ってください。
※ 申請書提出後、県から市町村へ「動力の装置許可申請」に対する意見を照会しますが、あらかじめ実施上の問題等を申請者自身で確認し、その解決を図ってください。

ウ 動力の装置許可申請書（第7号様式）の提出

- ・ 申請手数料
110,000円
- ・ 提出先、提出部数
提出先：大気水質保全課
初回提出：正本1部、写し3部
（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）
追加提出：電子データ（提出時期等は追って連絡します）

エ 現地調査

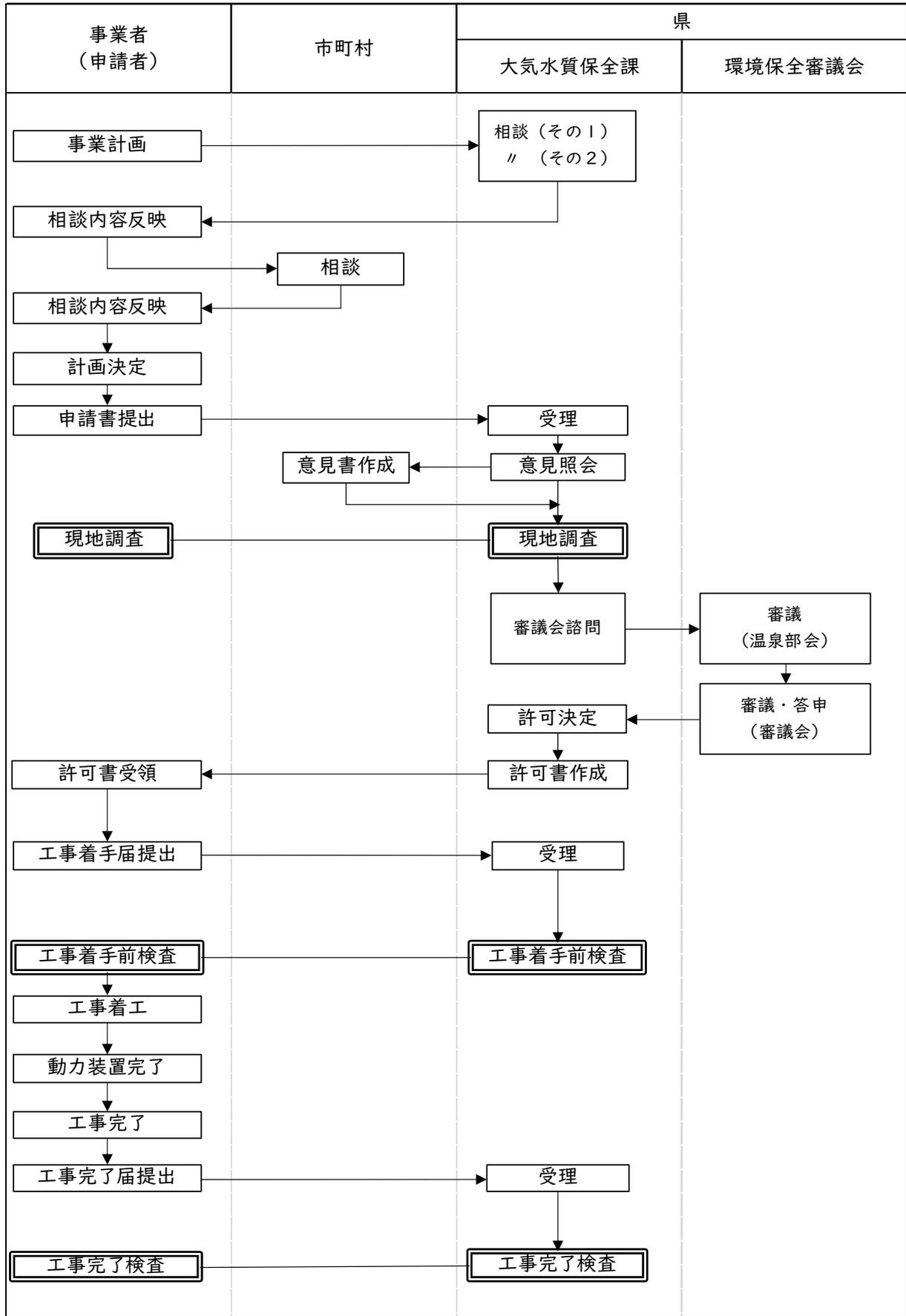
- ・ 動力の装置予定地の現地調査を実施します。
- ・ 申請者は必ず立会をお願いします。

オ 許可申請の審査及び許可（不許可）処分

- ・ 現地調査後、温泉部会で専門的な審議が行われます。
- ・ 温泉部会の審議結果は環境保全審議会に報告され、審議会でも審議がされます。
- ・ 審議結果を受けて「許可」又は「不許可」が決定されます。

- カ 工事着手届の提出及び工事着手前検査
- ・ 工事に着手する10日前までに、「工事着手届（別紙様式1）」を大気水質保全課に提出してください（2部：正本1部、写し1部）（写しは控えとして返却）。
 - ・ 日程調整後、工事着手前検査を行います。動力の型式、揚湯管等を確認するため、必ず動力を装置する前に行います（県が立ち会うことなく動力を装置した場合、後日、動力の引き抜き等を指導します）。
 - ・ 検査には、必ず申請者の立会をお願いします。
- キ 工事完了届の提出及び工事完了検査
- ・ 全ての工事完了後、10日以内に「工事完了届（第6号様式）」を大気水質保全課に提出してください（2部：正本1部、写し1部）（写しは控えとして返却）。
 - ・ 日程調整後、工事完了検査を行います。
 - ・ 検査には、必ず申請者の立会をお願いします。

(3) フロー図



◆記入例◆

第7号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

②~~増掘（動力の装置）~~許可申請書

温泉の②~~ゆう出路を増掘（動力を装置）~~したいので、申請します。

増掘又は動力の装置の目的		③日帰り入浴施設の浴用に利用するために掘削したが、自噴しなかったため
増掘又は動力の装置をしようとする場所		④〇〇市〇〇町字〇〇123番
増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の状況		⑤申請地は、県道〇〇線××交差点から北西へ約500mの山林内に位置し、周囲は雑木林である。 周辺源泉は東南約1.6m、北約2.3mの2ヶ所にある。
源泉の状況	温泉のゆう出量	⑥自噴していない
	温泉の温度	⑦30.5℃
	温泉の成分	⑧単純泉
	ゆう出路の口径	⑨25cm(0~400m)、12cm(400m~800m)※()内は深度
	ゆう出路の深さ	⑩800m
増掘の場合	増掘後のゆう出路の口径	【動力の場合は記載不要】
	増掘後のゆう出路の深さ	【動力の場合は記載不要】
	工事の施行方法	【動力の場合は記載不要】
	主要な設備の構造及び能力	【動力の場合は記載不要】
動力の装置の場合	動力の装置の種類	⑪温泉用深井戸水中ポンプ 〇〇-△△△-〇〇 (型式を記載)、〇〇社製
	出力	⑫〇〇kW
	その他装置の詳細	⑬別添のとおり
工事着手予定年月日		⑭令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完了予定年月日		⑮令和〇〇年〇〇月〇〇日

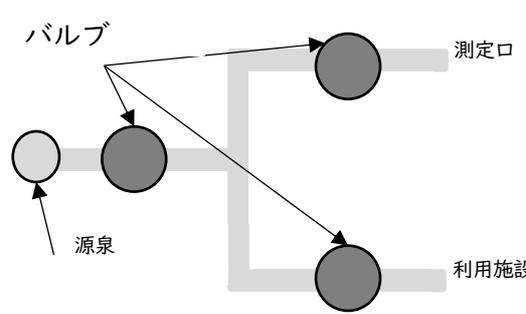
⑯添付書類

- 増掘（動力設置）地付近の見取図
- 増掘（動力設置）しようとする地点を明示した図面（緯度・経度も記載すること）
- 誓約書（法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約）
- 温泉利用の施設概要（増掘（動力設置）後）
- 増掘（動力設置）工事の施工図面
- 増掘（動力設置）決定理由書
- ~~増掘のための設備の配置図及び主要な構造図~~
- 温泉排水処理計画書及び温泉排水経路
- ~~（増掘の場合）温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面~~
- ~~増掘に係る災害防止規程~~
- その他知事が必要と認める書類

◆申請書記入上の留意事項◆

- ① 住所氏名等
 - ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
 - ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
 - ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。
- ② 申請種類
「増掘（ ）、（ ）」をそれぞれ2重線で消してください（2カ所）。
- ③ 動力の装置の目的
 - ・ 次の選択肢から、該当する利用目的を全て記載してください。
浴用 飲用 その他
 - ・ 記載例
 - 日帰り入浴施設の浴用に利用するため掘削したが、自噴しなかったため
 - 宿泊施設の浴用及び飲用に利用するため掘削したが、自噴しなかったため
 - ミネラルウォーター製造の飲用原料に利用するため掘削したが、自噴しなかったため
 - 需要量に対し、現在のゆう出量が不足しており、ゆう出量を増大する動力に入れ替えるため
 - その他（養魚場の養魚用）の温水に利用するため掘削したが、自噴しなかったため
- ④ 動力の装置しようとする場所の付近の状況
土地の登記事項証明書の記載を転記してください。
- ⑤ 動力の装置しようとする場所の付近の状況
周囲の土地利用の状況、周辺源泉の状況、都市計画法の指定、農業振興地域の指定、自然公園法の指定、その他許可に関連する事項についてそれぞれ記載してください。
- ⑥ 温泉のゆう出量、⑦温度、⑧成分、⑨ゆう出路の口径、⑩ゆう出路の深さ
 - ・ ゆう出量（リットル／分）、温度（℃）、成分、ゆう出路の口径（cm）、深さ（m）をそれぞれ記載してください。
※ゆう出時ではなく、現在のデータを記載してください。
 - ・ 深度によって口径が異なる場合は、深度別の口径をそれぞれ記載してください。
- ⑪ 動力の装置の種類
動力の種類、メーカー、型式を記載してください。
- ⑫ 出力
動力の出力を記載してください。
- ⑬ その他装置の詳細
動力の寸法が分かる図面や性能が分かる書類等を添付してください。
- ⑭ 工事着手予定年月日、⑮工事完了予定年月日
見込みを記載してください。

16 申請書に添付する書類の内容

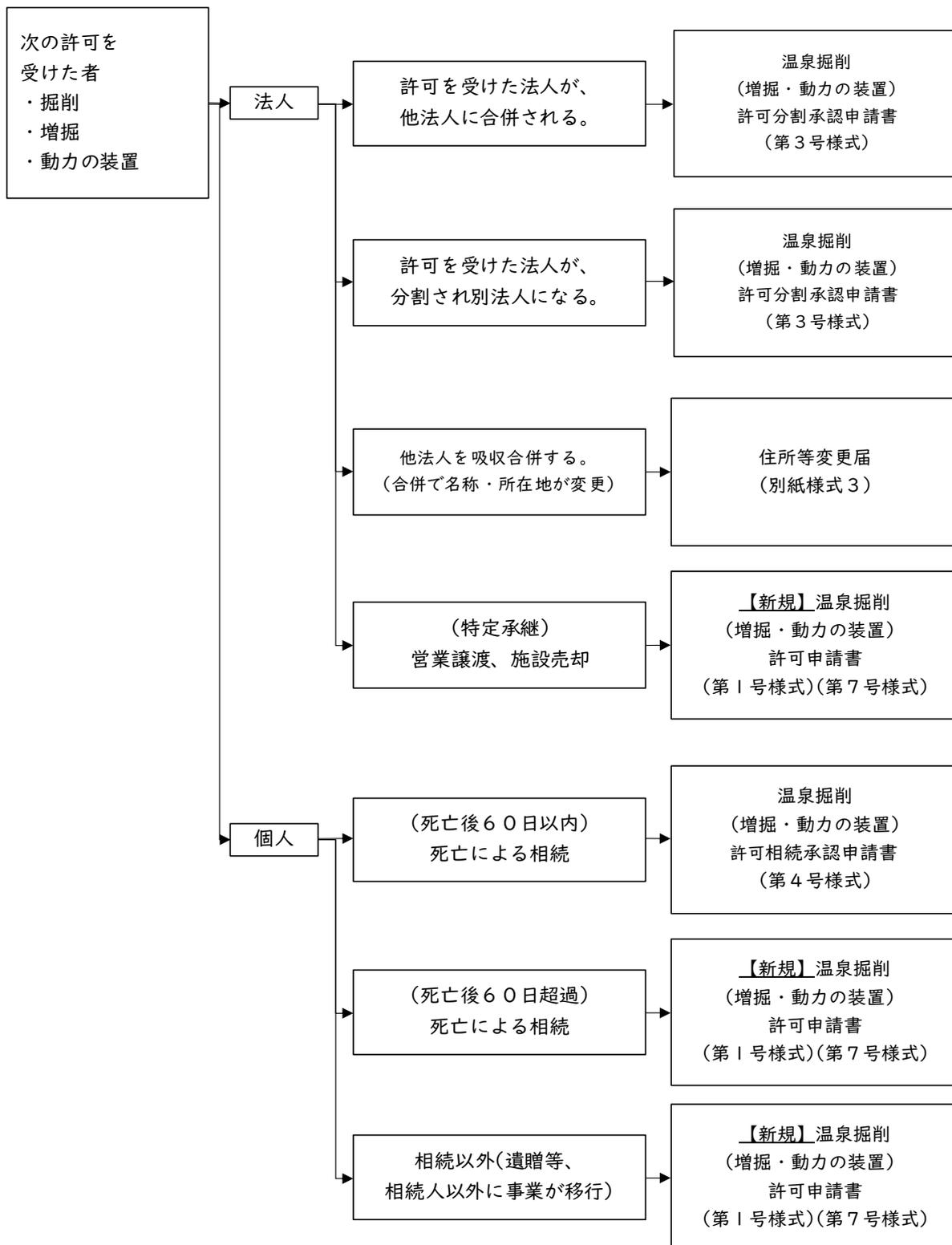
書類	記載内容等
○動力装置地付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・動力の装置地点及び周辺の源泉等の位置 ・縮尺1/10,000程度
○動力装置しようとする地点を明示した図面	<ul style="list-style-type: none"> ・動力装置地点、当該地点を特定するための目標物（電柱等の不動物）の位置 ・縮尺1/1,000以上 ・動力装置地点の緯度、経度（世界測地系WGS-84） ・動力装置地点と目標物までの距離
○誓約書	<p>申請者が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面</p>
○温泉利用の計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用施設の概要、規模 ・温泉の計画利用量
○動力装置工事の施工図面	<ul style="list-style-type: none"> ・動力装置工事の施工断面図（深さ、口径を記載） ・動力の諸元（ポンプメーカー、ポンプ型式、ポンプのサイズ、モーターメーカー、モーター型式、性能曲線）が確認できる資料 ・流量計、貯湯槽、動力装置の自動停止装置（機能）の設置図面（設置しない場合は、他の資料にその旨記載する） ・測定口の位置、口径を記載した図面 <p>測定口の設置は、許可の条件です。 設置する測定口等の要件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> →測定口は必ず源泉付近に設置すること。 →測定口と送湯管の内径は統一すること。 →揚湯量を調節するバルブを3カ所（源泉直下、測定口手前、利用施設送湯管用）設置すること。 
○動力装置決定理由書	<ul style="list-style-type: none"> (i)動力の設置位置や能力を決定した理由（必要揚湯量の計算根拠を温泉利用施設の容量等と併せて計算し、示すこと） (ii)段階揚湯試験結果 (iii)連続揚湯試験結果 (iv)回復試験結果 <p>※(ii)～(iv)は「温泉資源の保護に関するガイドライン」に基づき実施してください。ガイドラインに基づかない方法で実施した場合や、試験結果に応じて試験のやり直し等を指導する場合があります。</p>

○温泉排水処理計画書 及び温泉排水経路	
温泉排水処理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉排水処理方法(オーバーフロー水、洗い場排水等) ・河川等に排出する場合、温泉排水が排水基準(水質汚濁防止法)に適合することを説明できるもの
温泉排水経路	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉排水の放流経路 ・放流先(河川名、下水道等) <p>※土壌汚染防止のため、温泉中に水質汚濁防止法で定める有害物質を含む場合は、温泉を含む排水を地下浸透させないでください。</p>
温泉成分分析書	
可燃性天然ガス濃度計 量証明書	
※申請内容に応じて添付するもの	
○自然公園法許可の書類(自然公園内)	特別地域に係る許可の書類の写し、普通地域に係る届出の完了の証明書類の写し
○騒音、振動対策(指定区域内)	騒音及び振動対策を記載した資料(動力装置現場が、騒音規制法・振動規制法の指定地域内に位置する場合)
○市町村の地下水条例に係る許可の書類等	掘削地点の市町村において、地下水採取等に係る条例等が制定されている場合、当該条例の現状状況や許可の見込み等が確認出来る書類の写し

6 掘削、増掘、動力の装置許可を受けた者を承継する場合の手続き

(1) 手続きの概要

ア 事由別の手続



- イ 掘削（増掘・動力の装置）許可の承継承認申請（合併・分割・相続）
- 掘削（増掘・動力の装置）許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、知事の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位を承継します。
 - 法人の合併・分割により、許可を受けた地位が承継されるのは、事業が合併・分割により他法人に承継される場合です。そのため、事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要がありますが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないために申請は不要です（ただし、名称・所在地が変更となる場合には住所等変更届が必要です）。
 - 営業譲渡等により、事業が他法人に移行する場合（特定承継）は、新たに許可を受ける必要があります（地位の承継の対象とはなりません）。
 - 個人の死亡（**60日以内に限る**）により、許可を受けた地位が承継されるのは、事業が相続により相続人に承継される場合です。相続ではなく、遺贈等により事業が相続人以外の方に移行する場合や個人の死亡後60日を超えている場合には、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。
 - 承継の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位がすべて承継されることとなり、許可を受けていることのほか、許可の有効期間、許可に付された条件等もすべて承継されます。

（2）手続きの時期、申請手数料等

ア 手続きの時期等

- 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可合併（分割）承認申請書
法人の合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請してください。申請から承認までの手続きに時間を要するため、合併（分割）が確定した後、速やかに申請書を提出してください。
- 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可相続承認申請書
許可を受けている者の死亡後60日以内に相続人が申請を行ってください。被相続人の死亡後60日以内に申請がなされない場合には、新たに許可申請が必要です。

イ 手数料、提出部数、提出先

- 手数料
7,400円
- 提出部数及び提出先
部数：正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印押印後返却）
提出先：大気水質保全課

◆記入例及び留意事項（温泉掘削（増掘・動力の装置）許可合併(分割)承認申請書）◆

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・ 法人の登記事項証明書から転記
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・ 押印する場合、個人は認印、法人は代表者印を押印

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

温泉掘削（増掘・動力の装置）①許可合併（分割）②承認申請書

合併（分割）③による温泉掘削（増掘・動力の装置）④許可を受けた者の地位の承継について、承認を受けたいので、申請します。

①～⑤：該当しないものを2重線で消す。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	〇〇市〇〇町1-10-10 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇			
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	〇〇市〇〇町1-10-11 △△株式会社 代表取締役 △△△△			
許可の種類別	<u>掘削・増掘・動力の装置</u> ⑤			
許可の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
土地の所在	〇〇市〇〇町字〇〇〇			
地番及び地目	地番	123番2	地目	山林
合併（分割）予定の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			

許可書から転記する。

添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 誓約書（法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約）
- 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

◆記入例及び留意事項（温泉掘削（増掘・動力の装置）許可相続承認申請書）◆

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・住民票の写しから転記
- ・共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・押印する場合、認印を押印

住所
氏名

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可相続承認申請書

↑該当しないものを2重線で消す。

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

↑該当しないものを2重線で消す。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	〇〇市〇〇町1-10-10 山梨 太郎 (父)			
被相続人の氏名及び住所	〇〇市〇〇町1-10-11 山梨 次郎			
許可の種類別	<u>掘削・増掘・動力の装置</u> ↑該当しないものを2重線で消す。			
許可の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
土地の所在	〇〇市〇〇町字〇〇〇			
地番及び地目	地番	123番2	地目	山林
相続開始の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			

添付書類

- 戸籍謄本
- 相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合、その全員の同意書
- 誓約書（法第4条第1項第4号、第5号に該当しない者であることの誓約）
- 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

7 源泉、動力の修繕に係る手続き

(1) 温泉修繕工事等届・温泉修繕工事等完了届の概要

ア 手続きが必要な行為

- ・ 温泉のゆう出路の変更を伴わない、源泉内の清掃又は同一保護管への交換
 - ・ 許可を受けた動力装置の修繕
 - ・ ゆう出量が増大しない動力装置への交換
- ※異なる型式の動力を装置する場合は、原則として動力装置許可申請が必要です。新たな動力の購入前に許可の要否について大気水質保全課に相談してください。
- ・ その他上述の修繕に準ずる工事（検層や孔内カメラ観察による孔内診断含む）

(2) 手続きの概要・フロー

ア 事前相談

- ・ 許可の要否について、事前に大気水質保全課に連絡してください。
- ・ 動力の交換等を実施する場合、交換前後の性能曲線（原則予想性能曲線不可）を相談時に提示してください。

イ 温泉修繕工事等届（別紙様式4）の提出

- ・ 工事着手1か月前に、大気水質保全課に提出してください。
- ・ 提出部数
正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）

ウ 現地調査

- ・ 県は、引き上げた動力及び新しく装置する動力の確認を行います。
- ・ 新しい動力は必ず県の確認を受けてから装置してください（確認を受けないまま装置した場合、動力の引き上げを指導する場合があります）。

エ 温泉修繕工事等完了届（別紙様式5）の提出

- ・ 全ての温泉修繕工事等完了後、10日以内に大気水質保全課に提出してください。
- ・ 提出部数
正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）

◆記入例及び留意事項（温泉修繕工事等届）◆

別紙様式 4

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）から転記
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・ 押印する場合、個人は認印、法人は代表者印を押印

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温 泉 修 繕 工 事 等 届

温泉ゆう出路等の修繕をしたいので、届けます。

源 泉 の 場 所	〇〇市〇〇町字〇〇〇 1 2 3 番 1 ※許可書から転記する。	
修繕工事の内容・理由	既設動力の引揚げ (ポンプ : 型式〇〇—〇、製造番号9999、メーカー: △△△) (モーター: 型式〇—〇、製造番号8888、メーカー: △△△、出力〇〇kW) 新規購入する動力の装置 (ポンプ : 型式△△—〇、製造番号7777、メーカー: △△△) (モーター: 型式△—〇、製造番号6666、メーカー: △△△、出力〇〇kW) ※動力を更新する場合、更新前後のポンプ、モーター それぞれの型式、製造番号、メーカー、出力等を記載する。	
工 事 施 工 業 者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町 1 - 1 0 - 1 1
	名 称	△△株式会社
	代 表 者 氏 名	代表取締役 △△△△
	連 絡 先	(担当者名) △△〇〇 (電話) ×××-×××-××××
工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	※工程表と整合性をとる。
工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	※工程表と整合性をとる。

添付書類

- 工事設計図面、仕様書、工程表

※動力を更新する場合、性能曲線（予測で記載したものは不可）を添付すること。

◆記入例及び留意事項（温泉修繕工事等完了届）◆

別紙様式 5

山梨県知事

殿

年 月 日

- ・法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）から転記
- ・共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・押印する場合、個人は認印、法人は代表者印を押印



住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温 泉 修 繕 工 事 等 完 了 届

温泉ゆう出路等の修繕を完了したので、届けます。

源 泉 の 場 所	〇〇市〇〇町字〇〇〇 1 2 3 番 1 ※許可書から転記する。
温泉修繕工事等完了年月日	年 月 日
そ の 他 (修繕工事等による変化等)	

添付書類

- 修繕内容がわかる工程表等
- 修繕工事中、修繕工事後の写真（動力装置の出入がある場合は、出入双方の動力装置の型式等が分かる写真）

※写真は、必ず撮影した年月日がそれぞれに記載されたものを提出すること。

8 その他許可等を受けた後に変更等があった場合の手続き
(源泉管理者変更届、住所等変更届、工事廃止届)

(1) 源泉管理者変更届

ア 概要

- ・ 相続及び売買等により源泉を管理する者に変更があった場合に必要な届出です。
- ・ 同一の者が複数の源泉を管理（所有）する場合、源泉ごとにそれぞれ届出を提出してください。
- ・ 掘削、増掘、動力の装置が完了していない場合、別の手続きが必要になります。
- ・ この届出は、源泉関係者の連絡先を把握することを目的としています。届出が受理されたことをもって、県が温泉の所有権等を認めるものではありません。

イ 提出先等

- ・ 大気水質保全課に正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）を提出してください。
- ・ 権利関係の移転を証明する、次の書類を添付してください。
 - (売買)
 - 売買契約書の写し又はこれに類するもの
 - 土地登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
 - (法人の合併もしくは分割)
 - 合併契約書又は分割契約書の写し
 - 土地登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
 - (相続)
 - 戸籍謄本の写し
 - 相続人が2人以上の場合、その全員の同意書
 - 土地登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

(2) 住所等変更届

- ・ 許可の申請者又は源泉を管理する者に住所又は名称の変更があった場合に必要な届出です。
- ・ 同一の者が複数の源泉を管理（所有）する場合、源泉ごとにそれぞれ届出を提出してください。
- ・ 大気水質保全課に正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）を提出してください。
- ・ 住所地、名称等の変更を証明する書類を添付してください。
 - ※法人の場合
発行から3か月以内の法人登記簿謄本の写し
 - ※個人の場合
発行から3か月以内の住民票謄本の写し

(3) 工事廃止届

- ・ 掘削（増掘）工事を中止、廃止した場合に必要な届出です。
- ・ 大気水質保全課に正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）を提出してください。
- ・ 届出の提出後、県は現地確認を行います。

9 可燃性天然ガスに係る手続き（温泉を採取する場合）

（1）温泉採取許可・可燃性天然ガス濃度確認の概要

ア 温泉の採取を業として行おうとする者

- ・ 「温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者」は全て、温泉法第14条の2第1項に基づく「温泉採取許可」又は温泉法第14条の5第1項に基づく「可燃性天然ガス濃度確認」のいずれかの申請手続きが必要です。
- ・ 「温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者」とは、温泉の採取を反復継続的に実施しようとする者であって、温泉水を自己のものとして、その後の利用の有無にかかわらず実態として占有、支配しようとする者をいいます。
- ・ 次の場合も温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者に該当します（「温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者」に該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください）。
 - 自噴の温泉源の温泉を自宅の浴用等で使用している場合（個人利用）
 - 自然ゆう出泉を所有している場合（利用の有無に関わらず）
 - 温泉の採取はしていないが、少量でもゆう出している場合

イ 可燃性天然ガス（メタンガス）の濃度測定

- ・ 許可、確認の申請前には、メタンガス濃度の測定が必ず必要です。
- ・ この測定を行うことができる測定事業所は、温泉法第19条に基づく登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した計量証明事業所等に限定されています。
- ・ 対象事業所は、大気水質保全課のホームページで、ご確認ください。
- ・ 温泉採取許可申請の場合、「メタンの量」の測定結果も必要になるため、同時に測定することを検討してください（可燃性天然ガス濃度確認申請の場合は不要）。

ウ 測定結果に応じた手続きの種類

- ・ メタンガス濃度を測定した結果が、環境大臣が定める基準値を超えた場合、温泉採取許可申請を、環境大臣が定める基準値以下の場合、可燃性天然ガス濃度確認申請を行います。
- ・ 許可、確認の申請は、温泉の利用を開始する前に、原則として源泉単位で行う必要があります。

（2）手続きの概要・フロー（測定結果が基準値を超えた場合）

ア 事前相談及び可燃性天然ガスによる災害の防止措置

- ・ 測定値が基準値以上であった場合は、速やかに大気水質保全課に連絡してください。法の基準や今後の手続について説明します。
- ・ 法の基準に適合するよう災害の防止措置を講じて下さい。

イ 温泉採取許可申請書（第8号様式）の提出

- ・ 災害防止措置の完了後、大気水質保全課に申請してください。
- ・ 申請手数料
35,000円
- ・ 提出部数
正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）

ウ 現地調査

- ・ 県は、申請内容との突合、可燃性天然ガス濃度測定を行います。
- ・ 検査の結果、可燃性天然ガス濃度が基準に適合しない場合は、追加の災害防止措置を指導します（この場合、措置後に再調査を行います）。

エ 温泉採取の許可

審査後、許可の場合は許可書を申請者に交付します。

(3) 手続きの概要・フロー（測定結果が基準値以下であった場合）

ア 可燃性天然ガス濃度確認申請書（第11号様式）の提出

- ・ 申請手数料
7,400円
- ・ 提出部数及び提出先
部 数：正本1部、写し1部
(写しは控えとして受領印を押印後返却)
提出先：大気水質保全課

イ 可燃性天然ガス濃度が災害防止措置を必要としないものである旨の確認
審査後、確認書を申請者に交付します。

◆記入例（温泉採取許可申請書）◆

第8号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① { 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉採取許可申請書

温泉を採取したいので、申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	②〇〇市〇〇町字〇〇〇 1 2 3 番 1
温泉の採取開始予定年月日	③令和〇〇年〇〇月〇〇日

④添付書類

- 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面
- 設備の設置の状況の写真
- 次の可燃性天然ガスの濃度測定結果
 - ・ガス分離設備を通過した後の温泉水から分離した気体中のメタンの濃度
 - ・ガス排出口から排出される気体中のメタンの濃度
(ガス排出口が温泉法施行規則第6条の3第1項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合)
 - ・温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定結果（構造上困難な場合を除く）
- 採取時災害防止規程
- 誓約書（法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることの誓約）
- 温泉分析書の写し
- その他知事が必要と認める書類

◆申請書記入上の留意事項（温泉採取許可申請書）◆

① 住所氏名等

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
- ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。

② 温泉の採取を行おうとする場所

- ・ 掘削許可（増掘許可、動力の装置許可）で交付された許可書記載の場所を転記してください。
- ・ 上記許可後に区画整理等で地番等が変更されている場合、土地の登記事項証明書の記載を転記してください。

③ 温泉の採取開始予定年月日

見込みを記載してください。

④ 申請書に添付する書類の内容

書類	記載内容等
○設備の配置図及び主要な設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性天然ガス発生設備（温泉井戸・ガスセパレータ・貯湯槽・排気口等。これらが屋内にある場合は、換気設備・ガス警報設備・火気設備・電機設備等）の配置図 ・ // 構造図（立面図） ・ // 設置状況の写真（配置図に記載した設備の写真をそれぞれ添付する（写真は現像する必要は無く、電子データを整理し、カラー印刷したもので可）
○温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面	<p>温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が技術基準に適合することを記載したもの</p> <p>※参考様式を山梨県ホームページに掲載</p> <p>※基準の適合状況をそれぞれ確認し、適合している場合はその根拠を具体的に記載してください。</p>
○次の可燃性天然ガスの濃度測定結果	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス分離設備を通過した後の温泉水から分離した気体中のメタンの濃度 	<p>※温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合または温泉である水蒸気等に採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合は、添付不要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス排出口から排出される気体中のメタンの濃度 	<p>次の場合に添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス排出口が、温泉井戸またはガス分離設備のある床面または地面からの高さが3 m以下である場所にある場合 ・ ガス排出口が、水平距離3 mかつ垂直距離上方8 mまたは下方0.5mの範囲内に火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の入入口または関係者以外が容易に立ち入れる場所がある場所にある場合

<ul style="list-style-type: none"> ・温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定結果 	<p>※設備の構造上測定が困難な場合には、代わりにその理由書を添付してください。</p>
○採取時災害防止規程	温泉法施行規則第6条の3第1項第10号の規定により作成した、採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
○誓約書（法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることの誓約）	第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることを誓約する書面
○温泉分析書の写し	直近の温泉分析書（別表含む）を添付してください。
○その他知事が必要と認める書類	※申請内容等により、個別に案内します。

◆記入例（可燃性天然ガス濃度確認申請書）◆

第11号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① { 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

可燃性天然ガスの濃度が基準を超えないことについて確認を受けたいので、申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	②〇〇市〇〇町字〇〇〇123番2	
温泉の採取開始予定年月日	③令和〇〇年〇〇月〇〇日	
メタンの濃度の測定に関する事項	測定を行った場所	④温泉井戸
	測定の年月日	⑤令和〇〇年〇〇月〇〇日
	測定の方法	⑥水上置換法
	測定の結果	⑦20%LEL
	測定を行った者	⑧〇〇〇測定事業所

⑨添付書類

- 温泉の採取の場所の状況の写真
- メタン濃度測定の実施状況の写真
- 可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写し
- その他知事が必要と認める書類

◆申請書記入上の留意事項（可燃性天然ガス濃度確認申請書）◆

① 住所氏名等

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
- ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。

② 温泉の採取を行おうとする場所

- ・ 掘削許可（増掘許可、動力の装置許可）で交付された許可書記載の場所を転記してください。
- ・ 上記許可後に区画整理等で地番等が変更されている場合、土地の登記事項証明書の記載を転記してください。

③ 温泉の採取開始予定年月日

見込みを記載してください。

④ 測定を行った場所、⑤測定の日付、⑥測定の方法、⑦測定の結果、⑧測定を行った者
可燃性天然ガスの濃度測定結果書の内容を転記してください。

（記載例）

- ・ 測定を行った場所：温泉井戸 温泉井戸に最も近い開口部
- ・ 測定の方法：水上置換法 槽内空気測定法 ヘッドスペース法
- ・ 測定の結果：20%LEL ※メタン濃度を%LELにより記載

⑨ 申請書に添付する書類の内容

書類	記載内容等
○温泉の採取の場所の状況の写真	採取の場所が特定できる写真（可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写しに添付されている場合は、省略可能）
○メタン濃度測定の実施状況の写真	水上置換法、槽内空気測定法またはヘッドスペース法の測定の様子が把握できる写真（可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写しに添付されている場合は、省略可能）
○可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写し	直近の測定結果を添付してください。
○その他知事が必要と認める書類	※申請内容等により、個別に案内します。

(4) 温泉の採取のための施設等の変更

ア 温泉採取のための施設等変更許可申請（法第14条の7第1項）

温泉の採取の許可を受けた者は、採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は方法について災害の防止上重要な変更をしようとするときは、あらかじめ許可が必要です。

※申請時期の違い

変更許可申請：設備の位置又は構造の変更等の前

採取許可申請：採取開始前で、ガス分離設備等の各種設備が既に設置されている状態

イ 災害の防止上重要な変更

- ・ 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更
※設備が屋外にある場合は、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更のみ
- ・ ガス換気設備の位置又は構造の変更
- ・ 可燃性天然ガスの警報設備の位置又は構造の変更

ウ その他の変更（災害の防止上重要な変更には該当しない変更）

- ・ 重要な変更には該当しない変更は、「温泉採取のための施設等軽微変更届」（別紙様式6）が必要です。
- ・ 届出が必要な変更
→ガス発生設備間の配管の位置又は構造の変更
→可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋への防爆性能を有する電気設備の新設
→採取時災害防止規程の内容の変更

(5) 手続きの概要・フロー（温泉採取のための施設等変更許可申請）

ア 事前相談

計画が災害の防止上重要な変更には該当するか、あらかじめ大気水質保全課に相談してください。

イ 温泉採取のための施設等変更許可申請書（第13号様式）の提出

- ・ 災害の防止上重要な変更を行う前に、大気水質保全課に申請してください。
- ・ 申請手数料
24,000円
- ・ 提出部数
正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）

ウ 現地調査（必要に応じて）

県は申請の審査のため、必要に応じて現状のガス分離設備の状況確認、温泉中の可燃性天然ガス濃度等を測定します。

エ 変更許可

審査後、許可の場合は許可書を申請者に交付します。

オ 施設の変更と温泉採取のための施設等変更完了届の提出

- ・ 許可後、申請の内容のとおり、施設を変更してください。
- ・ 変更完了後、温泉採取のための施設等変更完了届を大気水質保全課に提出してください。

カ 現地調査（完了検査）

- ・ 県は、申請内容との突合、可燃性天然ガス濃度測定を行います。
- ・ 検査の結果、可燃性天然ガス濃度が基準に適合しない場合は、追加の災害防止措置を指導します（この場合、措置後に再調査を行います）。

キ 完了通知

基準に適合していることが確認できた場合、完了通知を申請者に交付します。

◆記入例（温泉採取のための施設等変更許可申請書）◆

第13号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① { 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉採取のための施設等変更許可申請書

温泉採取のための施設等を変更したいので、申請します。

許可の年月日	②令和〇〇年〇〇月〇〇日
温泉の採取の場所	③〇〇市〇〇町字〇〇〇123番1
変更の内容	④貯湯槽（ガス発生設備）の変更
変更の理由	⑤新しい貯湯槽への更新するため
変更後の工事着手予定年月日	⑥令和〇〇年〇〇月〇〇日
変更後の工事完了予定年月日	⑦令和〇〇年〇〇月〇〇日

⑧添付書類

- 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 温泉法施行規則第6条の10第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面（変更後の状況について記載）
- 変更に係る設備の変更前の状況の写真
- （採取時災害防止規程の変更の場合）変更後の規定
- その他知事が必要と認める書類

◆申請書記入上の留意事項（温泉採取のための施設等変更許可申請書）◆

① 住所氏名等

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
- ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。

② 許可の年月日

温泉採取許可書（温泉採取許可申請書許可時に交付されたもの）に記載されている年月日を転記してください。

③ 温泉の採取を行おうとする場所

- ・ 掘削許可（増掘許可、動力の装置許可）で交付された許可書記載の場所を転記してください。
- ・ 上記許可後に区画整理等で地番等が変更されている場合、土地の登記事項証明書の記載を転記してください。

④ 変更の内容

今回変更のうち、災害の防止上重要な変更を端的に記載してください。

⑤ 変更の理由

⑥ 変更後の工事着手予定年月日、⑦変更後の工事完了予定年月日

- ・ 見込みで記載してください。
- ・ 許可が下りるまで工事に着手できません。相談、申請は余裕をもって行ってください。

⑧ 申請書に添付する書類の内容

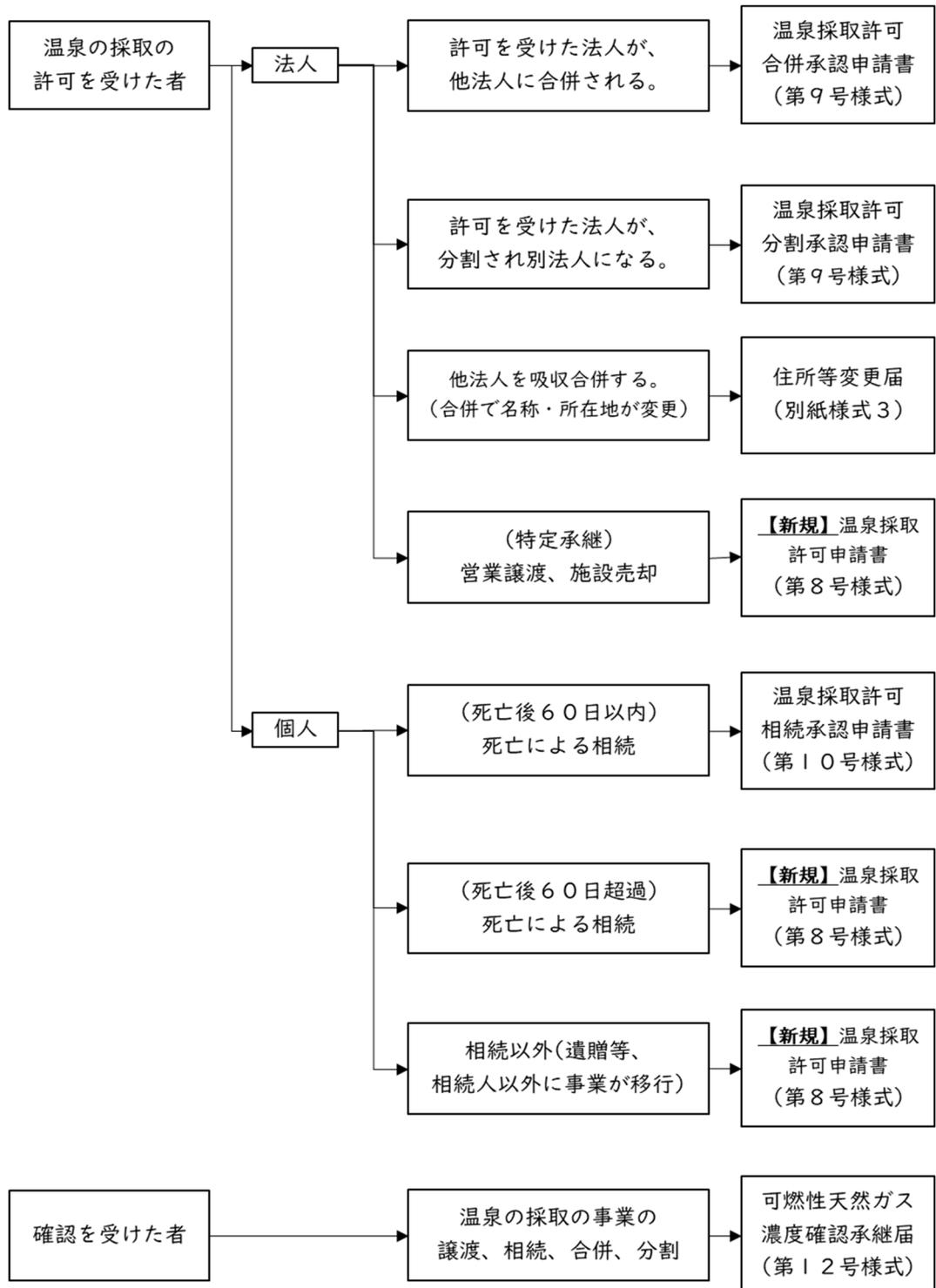
書類	記載内容等
○変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性天然ガス発生設備（温泉井戸・ガスセパレータ・貯湯槽・排気口等。これらが屋内にある場合は、換気設備・ガス警報設備・火気設備・電機設備等）の配置図 ※変更前後の配置図を両方添付し、変更箇所を赤色等でわかるように記載 ・ // 構造図（立面図）
○温泉法施行規則第6条の10第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面（変更後の状況について記載）	<p>変更後の、温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が技術基準に適合することを記載したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ※参考様式を山梨県ホームページに掲載 ※基準の適合状況をそれぞれ確認し、適合している場合はその根拠を具体的に記載してください。
○変更に係る設備の変更前の状況の写真	<p>今回変更する設備の変更前の写真（写真は現像する必要は無く、電子データを整理し、カラー印刷したもので可）（撮影した設備の名称や撮影位置を記載）</p>
○（採取時災害防止規程に変更がある場合）変更後の規定	<p>（当該変更が採取時災害防止規定の変更を伴うものである場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の規定（変更前の規定であることを明示し、

	変更箇所を赤字で記載) ・変更後の規定（変更後の規定であることを明示し、 変更箇所を赤字で記載）
○その他知事が必要と認める書類	※申請内容等により、個別に案内します。

10 可燃性天然ガスに係る手続き（許可・確認を受けた者を変更する場合）

(1) 許可・確認を受けた者を変更する手続きの概要

ア 事由別の手続



- イ 温泉採取許可の承継承認申請（合併・分割・相続）
- 温泉の採取の許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、知事の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位を承継します。
 - 法人の合併・分割により、許可を受けた地位が承継されるのは、採取の事業が合併・分割により他法人に承継される場合です。そのため、採取の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要がありますが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないために申請は不要です（ただし、名称・所在地が変更となる場合には住所等変更届が必要です）。
 - 営業譲渡や施設売却により、事業が他法人に移行する場合（特定承継）は、新たに許可を受ける必要があります（地位の承継の対象とはなりません）。
※営業譲渡や施設売却した法人が、温泉採取事業廃止届を提出する必要がある場合があります。
 - 個人の死亡（**60日以内に限る**）により、許可を受けた地位が承継されるのは、採取の事業が相続により相続人に承継される場合です。相続ではなく、遺贈等により事業が相続人以外の方に移行する場合や個人の死亡後60日を超えている場合には、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。
 - 承継の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位がすべて承継されることとなり、許可を受けていることのほか、許可に付された条件等もすべて承継されます。
- ウ 可燃性天然ガス濃度確認承継届
可燃性天然ガスの濃度確認について、温泉の採取の事業の譲渡や相続、合併、分割があったときは、承認を受けた者の地位を承継するため、承継届の提出が必要です。

（2）手続きの時期、申請手数料等

ア 手続きの時期等

- 温泉採取許可の承継承認申請書
法人の**合併・分割の前に**、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請してください。申請から承認までの手続きに時間を要するため、合併（分割）が確定した後、速やかに申請書を提出してください。
- 温泉採取許可相続承認申請書
許可を受けている者の死亡後60日以内に相続人が申請を行ってください。被相続人の死亡後60日以内に申請がなされない場合には、新たに温泉採取許可申請が必要です。
- 可燃性天然ガス濃度確認承継届
温泉の採取の事業の譲渡や相続、合併、分割があった後、速やかに承継届を提出してください。

イ 手数料、提出部数、提出先

- 手数料
温泉採取許可の承継承認申請書、温泉採取許可相続承認申請書
→7,400円
※可燃性天然ガス濃度確認承継届は、手数料不要
- 提出部数及び提出先
部数：正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返却）
提出先：大気水質保全課

◆記入例及び記入上の留意事項（温泉採取許可合併（分割）承認申請書）◆

第9号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・ 法人の登記事項証明書から転記
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・ 押印する場合、代表者印を押印

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

温泉採取許可合併（分割）承認申請書

該当しないものを2重線で消す。

合併（分割）による温泉採取許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	○○市○○町1-10-10 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	○○市○○町1-10-11 △△株式会社 代表取締役 △△△△
許可の年月日	令和○○年○○月○○日
温泉の採取の場所	○○市○○町字○○○123番1
合併（分割）予定の年月日	令和○○年○○月○○日

法人の登記事項証明書から転記

温泉採取許可書から転記する。

添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 誓約書（法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることの誓約）

◆記入例及び記入上の留意事項（温泉採取許可相続承認申請書）◆

第10号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・ 住民票の写しから転記
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・ 押印する場合、認印を押印

住所
氏名

温泉採取許可相続承認申請書

温泉採取許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	〇〇市〇〇町1-10-10 山梨 太郎 (父)
被相続人の氏名及び住所	〇〇市〇〇町1-10-11 山梨 次郎
許可の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
温泉の採取の場所	〇〇市〇〇町字〇〇〇123番2
相続開始の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

温泉採取許可書から転記する。

添付書類

- 戸籍謄本
- 相続人が2人以上で、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合、その全員の同意書
- 誓約書（法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることの誓約）

◆記入例及び記入上の留意事項（可燃性天然ガス濃度確認承継届）◆

第12号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

- ・法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）から転記
- ・共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・押印する場合、個人は認印、法人は代表者印を押印

住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

可燃性天然ガス濃度確認承継届

譲渡（相続・合併・分割）により可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の地位を承継したので、届けます。 該当しないものを2重線で消す。

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	〇〇市〇〇町1-10-10 山梨 太郎 (父)
地位の承継をした者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	〇〇市〇〇町1-10-11 山梨 次郎
確認の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 確認書から転記する。
温泉の採取の場所	〇〇市〇〇町字〇〇〇123番2
地位の承継の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類

- （事業の全部の譲渡の場合）譲渡に関する契約書の写し
- （相続の場合）戸籍謄本、
相続人が2人以上で、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合、その全員の同意書
- （合併又は分割の場合）合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

11 温泉採取事業・源泉を廃止する場合の手続き

(1) 温泉採取事業の廃止

- ・ 温泉採取許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者がその許可又は確認に関する温泉の採取事業を廃止したときは、県に届出が必要です。
- ・ 温泉採取許可を受けた者がその許可に関する温泉の採取の事業を廃止しようとするときは、源泉を適切に埋め戻す必要があります。
※採取を定期間休止する場合は、温泉採取事業休止届を提出してください（p68参照）。

(2) 源泉の埋め戻し

ア 埋め戻し時の注意点

- ・ 可燃性天然ガスが発生する源泉（温泉の採取の許可許可処分を受けた者が採取を実施する温泉井戸等）は環境省が定める「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法」により埋め戻す必要があります。
- ・ 温泉の採取の事業を廃止した後に井戸の埋戻し工事が不完全であったことが原因となり火災・爆発事故が発生した事例も報告されています。埋戻し工事が不完全な井戸の直上又は周辺に住居等が建てられた場合、温泉井戸から漏れ出した可燃性天然ガスが原因となる爆発事故が起き、多くの人命が奪われる可能性があります。そういった事態を未然に防止するためにも使用を終えた可燃性天然ガスが発生する温泉井戸は、確実に埋戻す必要があります。

イ 可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法

- ・ ガス発生井戸から可燃性天然ガスが地表に漏れ出さないように対策を講じます。これにはガス発生井戸内部を閉塞することが求められますが、井戸保護管（ケーシング）の外周と地層の隙間（アニュラス）を上昇経路として可燃性天然ガスが地表に漏れ出すことがあるので、このアニュラスの対策も重要です。
- ・ 井戸を確実に埋戻すには、井戸構造を事前に調査し、ケーシング及びアニュラスの状況を正確に把握することが重要であり、適切な工事計画を立てる必要があります。

(3) 手続きの概要・フロー

ア 事前相談

- ・ 埋め戻し前に施工方法について大気水質保全課に相談してください。
- ・ 可燃性天然ガスが発生する源泉以外の場合は、「キ 温泉採取事業廃止届及び源泉管理廃止届の提出」に進んでください。

イ 工事計画書の提出

ウ 現地検査

県は、工事着手前の可燃性天然ガスの発生状況等を検査します。

エ 工事着手

オ 現地検査（施工状況調査）

県は事前に提出された施工計画のとおり埋め戻しが行われているか、工事中における可燃性天然ガスの発生状況等を検査します。

カ 現地検査（完了検査）

県は埋め戻し後の状況と可燃性天然ガスの発生状況等を検査します。

キ 温泉採取事業廃止届及び源泉管理廃止届の提出

・ 温泉採取事業廃止届

<添付書類>※可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が事業を廃止する場合は添付不要

→埋め戻し終了後の孔内状況図

→埋め戻し工事前、工事中、工事後の写真

- 源泉管理者廃止届（可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が源泉を埋め戻した場合）
＜添付書類＞
→源泉の埋め立てが確認できる写真
- 提出部数：正本1部、写し1部
(写しは控えとして受領印を押印後返却)
- 提出先：大気水質保全課

Ⅲ 温泉利用許可（温泉の浴用、飲用関連手続き）

Ⅰ 温泉利用許可申請（温泉の浴用、飲用関連手続き）

（Ⅰ）温泉利用許可の概要

ア 温泉を「公共の浴用又は飲用に供する」ものは、温泉利用許可申請書を知事に提出して、許可を受ける必要があります。許可の要否は、各林務環境事務所にお問い合わせください。なお、甲府市内の施設の利用許可に関する問い合わせ及び手続きは、甲府市保健所にて受け付けています。

イ 標準処理期間

「その他(連絡、相談先、標準処理期間、参考資料)」(p69)のとおり。

ウ 利用にあたり温泉源とする「温泉のゆう出地」からゆう出している温泉については、温泉の採取の許可（あるいは可燃性天然ガス濃度の確認）を受けている必要があります（利用許可申請者と同一である必要はありません）。

エ 1キログラム中、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を2ミリグラム以上含有する温泉を利用する施設については、告示（平成29年9月1日付け環境省告示第66号）に基づく施設の構造基準（換気孔等の設置位置等）を遵守する必要があります。

※構造基準は、山梨県ホームページに掲載していますので、確認してください。

オ 温泉利用許可申請と同時に温泉の成分等の揭示届（温泉法第18条第4項）を提出してください。

カ 浴用の温泉利用許可については、温泉利用施設（浴槽、蛇口又はこれに類する施設）の増設、改造等変更及び施設管理者の変更があった場合は、新たな許可が必要となる場合があります。また、ゆう出地の異なる複数の源泉を混合して利用する場合、混合温泉の温泉利用許可申請が別途、必要です。

キ 飲用の温泉利用許可については、本県で定めている「山梨県温泉飲用利用基準」を遵守してください。

※基準は、山梨県ホームページに掲載していますので、確認してください。

（Ⅱ）手続きの概要・フロー

ア 事前相談

- ・ 工事着手前、計画段階で各林務環境事務所にご相談してください。
- ・ 許可の基準や、総硫黄を2mg/kg以上含有する温泉を利用する施設の場合は構造基準等について説明します。

イ 工事着手

ウ 温泉利用許可申請書提出

- ・ 申請手数料：35,000円
- ・ 提出部数：正本1部、写し1部（写しは控えとして受領印を押印後返

却)

- ・ 提出先 : 各林務環境事務所

※ 温泉の成分等の掲示届の提出については、p58参照

※ ゆう出地の異なる温泉を複数利用する場合、これらを混合して利用する場合、それぞれ許可申請する必要があります(申請数に応じた手数料が必要です)。

エ 現地検査

温泉を利用する施設の形状や温泉成分の掲示予定場所、掲示内容、
(1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉の場合) 硫化水素濃度等を確認します。

オ 各林務環境事務所による許可指令書の交付

カ 温泉の成分等の掲示

- ・ 各林務環境事務所からの通知後に温泉の成分等の掲示をするとともに、可能な範囲でインターネットにより公開してください。
- ・ (現地検査時に掲示内容の確認等ができなかった場合等は) 掲示した場所がわかる撮影した写真(※)を各林務環境事務所に提出してください。
※ 写真は、印刷したものを提出してください。

◆記入例（温泉利用許可申請書）◆

第15号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

① 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温 泉 利 用 許 可 申 請 書

温泉を利用したいので、申請します。

浴用又は飲用の別	②浴用・飲用		
温泉のゆう出地	③〇〇市〇〇町字〇〇123番2		
温泉利用施設の場所	④〇〇市〇〇町1-10-11		
温泉利用施設の名称	⑤〇〇〇の湯		
温泉の温度並びに成分	温度	⑥45.3℃	成分 ⑥アルカリ性単純温泉
登録分析機関の名称	⑦〇〇〇検査センター		
登録分析機関の登録番号	⑧〇〇第△△号		

⑨添付書類

- 誓約書（申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約）
- 温泉成分分析書
- 温泉利用の施設の計画平面図等（給湯関係の配管等がわかるもの）
- （源泉所有者以外の場合）温泉を利用する権利を証する書類
- （飲用の許可申請の場合）温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数（大腸菌群の有無に関する定性試験の結果を陰性又は陽性で記載）並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- その他知事が必要と認める書類（許可を受けようとする浴槽の写真及び体積等がわかるもの）

◆申請書記入上の留意事項（温泉利用許可申請書）◆

①住所氏名等

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
- ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。

②浴用又は飲用の別

申請しない方を2重線で消してください。

③温泉のゆう出地

温泉の成分分析書から転記してください。

④温泉利用施設の場所

住居表示を記載してください。

⑤温泉利用施設の名称

⑥温泉の温度並びに成分

利用施設における温度を記載してください。

⑦登録分析機関の名称、⑧登録分析機関の登録番号

温泉の成分分析書から転記してください。

⑨ 申請書に添付する書類の内容

書類	記載内容等
○誓約書（申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面）	申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
○温泉成分分析書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉成分分析を受けた日（分析終了年月日）から10年以内のものを添付してください。 ・ 別表も併せて添付してください。 ・ 利用施設における分析結果が必要です。 <p>ただし、特定成分（鉄やマンガン等）の除去を行わない場合は源泉での分析結果を流用しても構いません。</p>
○温泉利用の施設の計画平面図等（給湯関係の配管等がわかるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽、蛇口等、個々の施設のほか、給湯関係の配管等が具体的にわかる図面を添付してください。 ・ （ろ過器を使用する場合）ろ過器の仕様書、温泉の循環フロー図も添付してください。 ・ （1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉を利用する場合）次の施設も記載してください。 <p>⇒利用施設の温泉注入口、換気孔等、ばっ気装置等 ⇒源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等</p>

○温泉を利用する権利を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が源泉所有者以外の場合に添付してください。 ・源泉所有者等と交わした温泉の供給に係る契約書等の写しを添付してください。
○温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数（大腸菌群の有無に関する定性試験の結果を陰性又は陽性で記載）並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類	飲用の許可申請の場合に添付してください。
○その他知事が必要と認める書類	
許可を受けようとする浴槽・蛇口等の写真及び体積等がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉を利用する施設毎に添付してください。 ・（1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉を利用する場合、）浴槽と温泉注入口の高さが比較できるものを添付してください。
案内図	地理院地図等を利用して作成してください。
利用施設の衛生管理に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉を利用する施設の清掃頻度、水質検査計画を記載してください。 ・（1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉を利用する場合、）温泉利用時の湯面の高さの管理、換気状態の確認方法を記載してください。
温泉のゆう出地を確認できる図面	ゆう出地（源泉）位置が確認できる案内図、図面等を添付してください。
温泉利用計画書	1日あたりの温泉使用量と算出根拠を記載してください。

2 温泉の成分等の掲示届

(1) 温泉の成分等の掲示届の概要

ア 温泉を「公共の浴用又は飲用に供する」ものは、施設内の見やすい場所に温泉の成分等を掲示しなければならず、掲示（※）する場合はあらかじめ県に届出を行い、審査を受ける必要があります。なお、甲府市内の施設の利用許可に関する問い合わせ及び手続きは、甲府市保健所にて受け付けています。

※ 「施設内の見やすい場所」とは、浴用に供する場合にあっては更衣室、浴槽に面した壁等を指します。

※ 同一源泉から引湯し、同一浴室内その他互いに隣接した施設において利用する場合等、各施設間で温泉成分の差異が全く認められないときには、掲示をまとめることができます。

※ 飲用の許可がない場合、誤解や事故を招くことのないよう、温泉成分分析書（別表含む）に記載されている飲用に関連するものは全て、二重線を引くなどして消してください。

イ 温泉利用許可を申請する場合は、この届出を同時に提出してください。

ウ 平成19年10月20日から、温泉成分を定期的（10年ごと）に分析し、その結果に基づき掲示内容の更新が義務づけられました。掲示内容の変更は、分析結果の通知を受けてから30日以内に行うこととされているため、登録分析機関からの分析結果の通知を受領後、直ちに、「温泉の成分等の掲示届」を林務環境事務所に提出してください。なお、甲府市内の温泉利用施設に関する温泉の成分等の掲示届は、甲府市保健所に提出してください。

エ 温泉成分の定期的（10年ごと）な分析時以外にも、法で定める掲示内容を変更する場合は「温泉の成分等の掲示届」が必要になります。

(2) 手続きの概要・フロー

ア 事前相談（温泉利用許可申請を同時に提出する場合）

工事着手前、計画段階で各林務環境事務所に相談してください。

イ 温泉の成分等の掲示届の提出

- ・ 温泉利用許可申請書を提出する場合または、掲示内容を変更する場合に温泉の成分等の掲示届を提出してください。
- ・ 提出部数：正本1部、写し1部(写しは控えとして受領印を押印後返却)
- ・ 提出先：各林務環境事務所

ウ 現地検査（温泉利用許可申請書を同時に提出した場合）

温泉利用許可申請に伴う現地検査と併せて温泉成分の掲示予定場所、掲示内容を確認します。

エ 各林務環境事務所による確認通知の発出

オ 温泉成分等の掲示（掲示内容の変更）

- ・ 各林務環境事務所からの通知後に温泉の成分等の掲示をするとともに、可能な範囲でインターネットにより公開してください。
- ・ （現地検査時に掲示内容の確認ができなかった場合等は）掲示した場所がわかる写真（※）を各林務環境事務所に提出してください。
※ 写真は、印刷したものを提出してください。

◆記入例（温泉の成分等の揭示届）◆

18号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

① { 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉の成分等の揭示届

次の場所において、温泉の成分等の揭示をしたいので、届けます。

温泉利用施設の場所	②〇〇市〇〇町1-10-11		
温泉利用施設の名称	③〇〇〇の湯		
源泉名	④〇〇〇温泉		
温泉の泉質	⑤アルカリ性単純温泉		
源泉の温度及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度	源泉の温度 ⑥56.7℃	温泉の温度 ⑦43.2℃	
温泉の成分	⑧別添 温泉成分分析表のとおり		
温泉の成分の分析年月日	⑨令和〇〇年〇月〇〇日（分析終了年月日）		
登録分析機関の名称及び登録番号	名称 ⑩〇〇検査センター	登録番号	⑪〇〇第〇〇号
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由	⑫源泉温度が高いので加水している 等		
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由	⑬入浴に適した温度に保つため加温している 等		
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由	⑭衛生管理のため、循環ろ過装置を使用している 等		
温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由	⑮入浴剤：季節感を感じてもらうため冬季のみ次の入浴剤を使用している 等 例：製品名 〇〇〇〇 製造会社 〇〇〇〇 主な成分 〇〇〇〇 衛生管理のため、塩素系薬剤（又はオゾン、紫外線、銀イオン等）を使用している 等		
浴用又は飲用の禁忌症	⑯別添 温泉成分分析表のとおり		
浴用又は飲用の方法及び注意	⑰別添 温泉成分分析表のとおり		

◎温泉の利用目的 [⑱日帰り入浴施設]

◎登録分析機関から分析結果の通知を受領した年月日 [⑲令和△△年△△月△△日]

◆申請書記入上の留意事項（温泉の成分等の揭示届）◆

①住所氏名等

- ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）の記載と同じ表記で記載してください。
- ・ 共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載してください。
- ・ 押印する場合、氏名又は代表者氏名のあとに、個人は認印、法人は代表者印を押印してください。

②温泉利用施設の場所

住居表示を記載してください。

③温泉利用施設の名称

温泉利用許可書から転記するか、実際の施設の名称を記載してください。

④源泉名、⑤温泉の泉質、⑥源泉の温度、⑨温泉の成分の分析年月日、

⑩・⑪登録分析機関の名称・登録番号

温泉の成分分析書から転記してください。

⑦温泉の温度

実際に温泉を浴用（飲用）する場所の、温泉の温度を記載してください。

⑫温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

例：源泉温度が高いため加水しています。

強酸（強アルカリ）のため加水（希釈）しています。

○○（成分名）の濃度が高いため加水しています。

温泉の供給量の不足を補うため加水しています。

気温の高い期間のみ、入浴に適した温度にするため加水しています。

⑬温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

例：源泉温度が低いため、入浴に適した温度に保つため加温しています。

貯湯槽を有するので、衛生管理のため加温（加熱）しています。

気温の低い期間のみ、入浴に適した温度にするため加温しています。

⑭温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由

例：衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。

温泉資源の保護と衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。

浴槽内の温度を均一に保つため、循環装置を使用しています。

⑮温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

（消毒方法及び消毒処理の理由）

例：衛生管理のため、塩素系薬剤（オゾン、紫外線）を使用しています。

○○条例の衛生に関する基準を満たすため、塩素系薬剤を使用しています。

（入浴剤の名称について）

- ・ 入浴剤を使用する場合は、製品の名称、製造（販売）会社名、主要な成分等を記載すること。
- ・ 入浴剤を使用する時期が不定期の場合は、入浴剤の名称に加えて、「冬期

のみ使用」、「毎月26日に使用」、「使用する日は、浴槽脇に表示します」などと書き加えること。

- ・牛乳、酒、食塩などを温泉に添加する場合は、その旨を記載すること。

入浴剤添加理由例：季節感を感じていただきたいので、入浴剤を添加しています。

お湯の色を良くしたいので、入浴剤を添加しています。

香りを楽しんでもらいたいので、入浴剤を添加しています。

⑱温泉の利用目的

- ・浴用、飲用から、該当する利用目的を記載してください。

- ・例：日帰り入浴施設の浴用

温泉スタンド（飲用）

⑲登録分析機関から分析結果の通知を受領した年月日

⑳申請書に添付する書類

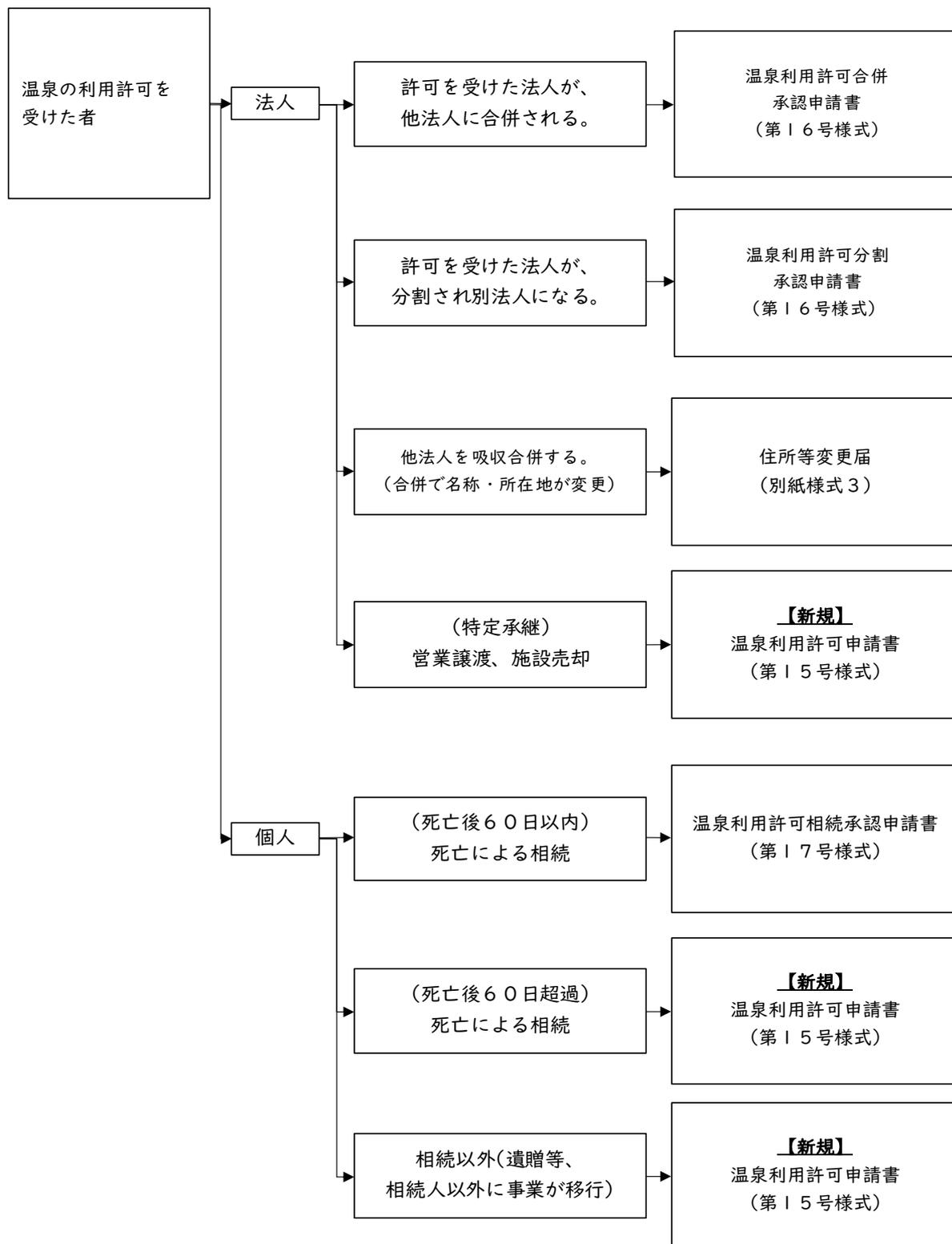
- ・温泉成分分析書（別表含む）

- ・掲示物

※温泉成分分析書、別表、温泉の成分等の掲示届に代えて、温泉の成分等を掲示する場合に限る。

※紙以外の材質で提出が困難な場合は、掲示物を撮影した写真

3 温泉利用許可を受けた者を変更する手続き
 (1) 温泉利用許可を受けた者を変更する手続きの概要
 ア 事由別の手続



- イ 温泉利用許可の承継承認申請（合併・分割・相続）
- ・ 温泉利用許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、知事の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位を承継します。
 - ・ 法人の合併・分割により、許可を受けた地位が承継されるのは、温泉利用の事業が合併・分割により他法人に承継される場合です。そのため、温泉利用の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要がありますが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないために申請は不要です（ただし、名称・所在地が変更となる場合には住所等変更届が必要です）。
 - ・ 営業譲渡や施設売却により、事業が他法人に移行する場合（特定承継）は、新たに許可を受ける必要があります（地位の承継の対象とはなりません）。
 - ・ 個人の死亡（**60日以内に限る**）により、許可を受けた地位が承継されるのは、温泉利用の事業が相続により相続人に承継される場合です。相続ではなく、遺贈等により事業が相続人以外の方に移行する場合や個人の死亡後60日を超えている場合には、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。
 - ・ 承継の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位がすべて承継されることとなり、許可を受けていることのほか、許可に付された条件等もすべて承継されます。
 - ・ 温泉利用の事業の承継と併せて浴槽等、温泉利用施設を新設、変更等する場合は新たに温泉利用許可申請が必要です。

(2) 手続きの時期、申請手数料等

ア 手続きの時期等

- ・ 温泉利用許可合併（分割）承認申請書
法人の合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請してください。申請から承認までの手続きに時間を要するため、合併（分割）が確定した後、速やかに申請書を提出してください。
- ・ 温泉利用許可相続承認申請書
許可を受けている者の死亡後60日以内に相続人が申請を行ってください。被相続人の死亡後60日以内に申請がなされない場合には、新たに温泉採取許可申請が必要です。

イ 手数料、提出部数、提出先

- ・ 手数料
7,400円
 - ・ 提出部数及び提出先
部 数：正本1部、写し1部
(写しは控えとして受領印を押印後返却)
- 提出先：各林務環境事務所
※ 甲府市内の温泉利用施設に関しては、申請先は甲府市保健所です。

◆記入例及び記入上の留意事項（温泉利用許可合併（分割）承認申請書）◆

第16号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・法人の登記事項証明書から転記
- ・共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・押印する場合は、代表者印を押印



主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

温泉利用許可合併（分割）承認申請書

← 該当しないものを2重線で消す。 →

合併（分割）による温泉利用許可を受けた者の地位の承継について、承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	〇〇市〇〇町1-10-10 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増堀若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	〇〇市〇〇町1-10-11 △△株式会社 代表取締役 △△△△
許可の年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
温泉利用施設の場所	〇〇市〇〇町1-10-12
温泉利用施設の名称	〇〇〇温泉
合併（分割）予定の年月日	令和△△年 △ 月 △△ 日

許可書から転記する。
←

添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 誓約書（法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約）

◆記入例及び記入上の留意事項（温泉利用許可相続承認申請書）◆

第17号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

- ・住民票の写しから転記
- ・共同申請の場合は、申請者全員を連名で記載
- ・押印する場合、認印を押印

住所
氏名

温泉利用許可相続承認申請書

温泉利用許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	〇〇市〇〇町1-10-10 山梨太郎(父)
被相続人の氏名及び住所	〇〇市〇〇町1-10-11 山梨次郎
許可の年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
温泉利用施設の場所	〇〇市〇〇町1-10-12
温泉利用施設の名称	〇〇〇温泉
相続開始の年月日	令和△△年△月△△日

許可書から転記する。

添付書類

- 戸籍謄本
- 相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合は、その全員の同意書
- 誓約書（法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約）

4 その他の手続き

(1) 移動式の浴槽を用いた利用許可の手続き

- ア 許可対象となる温泉利用施設は、足湯または手湯を目的とした移動式の浴槽及び付帯施設（ボイラー等）で、短期間のイベント等で利用されるものです。同一の浴槽で同じ源泉を継続して利用する場合に限り、1回の利用許可により、移動利用を認めています。
- イ 利用場所は山梨県内（**甲府市除く**）に限ります。
※甲府市内の場合は、甲府市保健所にお問い合わせください。
- ウ 温泉利用許可を取得後、実際の利用にあたっては事前に「移動式浴槽の利用計画書」を提出してください。
- エ 利用場所に温泉成分等の掲示を行う必要があります。
- オ 使用する源泉を変更する場合は、あらためて利用許可を取得しなければなりません。

(2) 温泉利用許可を受けた者の名称等変更や利用を廃止する場合の手続き

- ア 住所等変更届（別紙様式3）
許可を受けた者に住所又は名称の変更があった場合は、住所等変更届を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、提出してください。
※甲府市内の場合は、甲府市保健所にお問い合わせください。
- イ 温泉利用廃止届（別紙様式8）
公共の浴用又は飲用に供する目的での温泉利用を廃止した場合、温泉利用廃止届を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、林務環境事務所に提出してください。
※甲府市内の場合は、甲府市保健所にお問い合わせください。
- ウ 添付書類

手続き		個人	法人
住所等変更届	住所変更	住民票	法人の登記事項証明書 (登記簿謄本)
	名称変更	戸籍謄本	
温泉利用廃止届		温泉利用許可書（原本）	

※ 住民票、法人の登記事項証明書（登記簿謄本）及び戸籍謄本については、いずれもコピー（写し）で可

(3) 自然ゆう出泉等を新たに温泉として利用する場合

- ア 温泉が自然ゆう出をしている場合、温泉の利用の有無にかかわらず温泉の採取許可あるいは可燃性天然ガス濃度確認を受けなければなりません。
- イ これらの手続き後、利用目的に応じて温泉利用許可申請が必要です。
- ウ 温泉採取許可（あるいは可燃性天然ガス濃度確認）の申請と併せて「源泉管理者届」（別紙様式9）を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、大気水質保全課へ提出してください。その際、「温泉のゆう出地」を示す資料として、その土地の所有者、源泉の位置（公図の写し等に位置を明示すること）、温泉成分分析の結果等が分かるものを提出してください。
- エ 源泉管理者届の添付書類
 - ・ ゆう出地付近の見取図
 - ・ 権利を有することを証する書類
 - ・ 温泉成分分析書

(4) 温泉利用許可の指令書を紛失した場合

※甲府市内の温泉利用施設については、甲府市保健所にご相談ください。

ア 指令書を紛失等した場合、証明願を提出することにより、温泉の利用許可を受けていることを証明する手続きです。

イ 証明願を1部、林務環境事務所に提出してください。

ウ 手数料：400円

◆参考様式（証明願）◆

年 月 日

山梨県知事 殿

住所 _____

氏名 _____

証 明 願

私は、温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉利用許可に係る指令書を
亡失・棄損・その他（ ）してしまいました。

つきましては、次の事項について証明願います。

- ・ 許 可 番 号 _____
- ・ 許 可 年 月 日 _____
- ・ 浴用または飲用の別 _____
- ・ 温泉のゆう出地 _____
- ・ 温泉利用の場所 _____
- ・ 施設 の 名 称 _____

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

山梨県知事

- (5) 従来温泉であったものが、温泉分析の結果、温泉に該当しない（温泉非該当）との結果が出た場合
- ア 温泉非該当届（別紙様式13）
- ・10年ごとの定期的な温泉分析等の結果、温泉非該当となった場合は、温泉非該当届を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、大気水質保全課に提出してください。
 - ※ただし、当該分析結果が一時的又は季節的な変動である可能性がある場合にはイ温泉状況届を提出してください。
- イ 温泉状況届（別紙様式16）
- ・温泉分析の結果、温泉非該当となった場合で、当該分析結果が一時的又は季節的な変動である可能性がある場合には、温泉状況届を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、大気水質保全課に提出してください。
 - ・当該届に記載した調査計画に則って調査を行ってください。
 - ・調査の結果、温泉非該当であるとの分析結果が、一時的または季節的な変動でないと判断された場合は温泉非該当届を提出してください。
- (6) 温泉非該当届提出後に再び温泉に該当する分析結果が出た場合
- ア 温泉非該当となった地下水を温泉分析した結果、温泉であるとの分析結果が出た場合は温泉状況届を提出し、当該分析結果が一時的又は季節的な変動ではないことを確認する必要があります。温泉状況届を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、大気水質保全課に提出してください。
- イ 当該届に記載した調査計画に則って調査を行ってください。
- 調査の結果、温泉該当となった場合は温泉該当届（別紙様式15）を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、大気水質保全課に提出してください。
- (7) 地下水を温泉分析した結果、温泉に該当する分析結果が出た場合
- 温泉法に基づく温泉掘削許可申請や動力の装置許可申請等が必要となる可能性がありますので、速やかに大気水質保全課に連絡してください。今後の手続等について説明します。
- (8) 温泉の採取の事業を休止する場合
- 温泉の採取の事業を休止する場合は温泉採取事業休止届（別紙様式12）を2部（内、1部は控えとして受領印を押印後返却）、大気水質保全課に提出してください。
- ただし、当該届出は温泉が物理的にゆう出しない（温泉が自噴しなくなった等）、温泉を揚湯できない（温泉動力を撤去した等）ときに限ります。

IV その他（連絡・相談先、標準処理期間、参考資料）

1 連絡・相談先

名称	住所	TEL	所管区域
大気水質保全課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1508	-
中北林務環境事務所	韮崎市本町4丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 4階	0551-23-3090	韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、 中央市、昭和町
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩 後 1239-1 東山梨 合同庁舎 3階	0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所	市川三郷町高田 111-1 西八代合同 庁舎 2階	055-240-4141	市川三郷町、富士川町、 早川町、身延町、南部町
富士・東部林務環境事務所	都留市田原2丁 目 13-43 南都留 合同庁舎 3階	0554-45-7811	富士吉田市、都留市、 大月市、上野原市、 道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村

※ 温泉利用許可、温泉の成分等の掲示届のうち、甲府市の施設については甲府市保健所にご相談ください。

2 標準処理期間

温泉法 条項	手続き	受付・相談窓口	標準 処理 期間 (日)
3条 1項	温泉掘削許可申請	大気水質保全課	80
6条 1項	温泉掘削許可合併（分割）承認申請	大気水質保全課	16
7条 1項	温泉掘削許可相続承認申請	大気水質保全課	16
7条の2 1項	温泉掘削のための施設等変更許可申請	大気水質保全課	22
11条 1項	増掘（動力の装置）許可申請	大気水質保全課	80
11条 2項	増掘許可合併（分割）承認申請	大気水質保全課	16
11条 2項	増掘許可合併（分割）承認申請	大気水質保全課	16
11条 2項	増掘許可相続承認申請	大気水質保全課	22
11条 3項	動力の装置許可合併（分割）承認申請	大気水質保全課	16
11条 3項	動力の装置許可相続承認申請書	大気水質保全課	16
14条の2 1項	温泉採取許可申請	大気水質保全課	22
14条の3 1項	温泉採取許可合併（分割）承認申請	大気水質保全課	16
14条の4 1項	温泉採取許可相続承認申請	大気水質保全課	16
14条の5 1項	可燃性天然ガス濃度確認申請	大気水質保全課	16
14条の7 1項	温泉採取のための施設等変更許可申請	大気水質保全課	22
15条 1項	温泉利用許可申請	各林務環境事務所	16
16条 1項	温泉利用許可合併（分割）承認申請	各林務環境事務所	10
17条 1項	温泉利用許可相続承認申請	各林務環境事務所	10
19条 1項	温泉成分分析施設登録申請	大気水質保全課	22

※ 標準処理期間の起算は、山梨県の休日を含める条例で定める、県の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日）を除きます。

※ 審議会を経て許可される手続きは、申請書提出期限の翌日から起算した期間です。

3 参考資料（「温泉保護対策に関する審議方針」及び「指導基準」）

温泉保護対策に関する審議方針

環境保全審議会温泉部会は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退減少を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用な推進を図るため知事の諮問について、次の方針により審議するものとする。

1 特別保護地域

(1) 地域

○温泉の衰退が著しく、積極的に保護しなければならない地域として、次の地域を特別保護地域とする。

- ・湯村温泉を中心とし、J R中央線より北2キロメートルの線、相川、J R中央線荒川左岸に囲まれた地域
- ・石和、春日居温泉を中心とし、笛吹市と山梨市の境界から桑戸橋・一宮橋・万年橋・向橋を経て三軒屋の標高263.3メートルの水準点を結ぶ線と国道140号に囲まれた地域

(2) 審議方針

○新規掘削及び増掘は、認めない。

ただし、次の場合に限り周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために、共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合

○揚湯動力の設置、機種の変更及び増馬力については、個々に審議のうえ決定する。

2 普通保護地域

(1) 地域

○既存源泉との相互影響が予想され、源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域として、次の地域のうち、特別保護地域を除く地域を普通保護地域とする。

- ・北は、高倉川より東側についてはJ R中央線北1キロメートルの線、同線から根津橋東詰を通り県道万力小屋敷線と県道山梨市停車場線の交差点までの直線、西側については荒川左岸堤防まではJ R中央線北2キロメートルの線とし、荒川左岸堤防より西側については千松橋より県道甲府・敷島・韮崎線に沿い竜地を経て、甲斐市（竜王町）上町より国道20号を船山橋までとする。
- ・東は、県道万力小屋敷線と県道山梨市停車場線との交差点より重川橋、日川橋、四ノ橋を経て天川橋を結ぶ線。
- ・南は、天川橋より蛸見橋を結び、笛吹川左岸堤防をくだり、三郡東橋東詰から国道140号と県道42号の交差点（青柳追分）とを結ぶ線とする。
- ・西は、国道140号と県道42号の交差点（青柳追分）より県道42号に沿って小笠原、六科を経て船山橋までとする。

(2) 審議方針

○新規掘削については、既存源泉（掘削許可を得ているものを含む）及び特別保護

地域境界から1,000メートル以上離れなければならない。

ただし、次の場合に限り、周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために、共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合

○増掘、揚湯動力の設置、機種の変更及び増馬力については、個々に審議のうえ決定する。

3 一般地域

(1) 地域

特別保護地域及び普通保護地域を除く地域を一般地域とする。

(2) 審議方針

○新規掘削については、既存源泉（掘削許可を得ているものを含む）から600m以上及び特別保護地域境界から1,000メートル以上離れなければならない。

ただし、次の場合に限り、周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために共同管理の必要から既存源泉を統合する場合。
- ・公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合。

4 代替掘削

(1) 認める地域

普通保護地域及び一般地域とする。

(2) 審議方針

- ・代替掘削の新たな温泉掘削位置は、現有する源泉から半径10メートル以内とする。
- ・代替掘削の新たな温泉掘削の深度は1,500メートル以内とする。
- ・代替掘削にあたっては、新たな源泉が利用できるまで、現有する源泉を利用することができるものとする。
- ・新たな源泉の利用をはじめる時点で、現有する源泉は埋め戻すこととする。

附 則

この審議方針は平成19年1月25日から施行する。

【指導基準】

動力を装置する場合 : 揚湯量は原則的に毎分200リットル以内
(H8.1.23)

ゆう出路の深さ : 1,500m以内

揚湯管の口径 : 6.5cm以内

